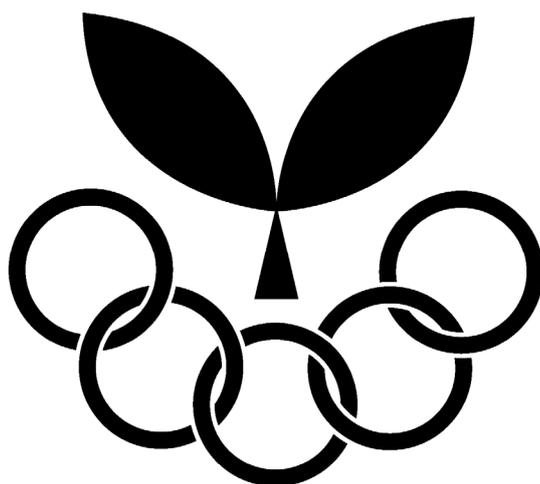


平成29年度スポーツ少年団

事務必携書



公益財団法人

日本体育協会

日本スポーツ少年団団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだを心で養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかける、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくりまします。

日本スポーツ少年団指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

— 目次 —

事務担当者の皆さんへ	… 2
平成 29 年度日本スポーツ少年団活動計画（案）	… 3
平成 29 年度日本スポーツ少年団行事予定表	… 7
登録－概要	… 1 9
登録－スポーツ少年団登録システム運用マニュアル	… 2 2
登録－登録認定関係資料	… 3 4
日本スポーツ少年団の主な活動	… 3 5
指導者・リーダー認定関係資料	… 3 8
運動適性テスト測定結果のフィードバックについて	… 3 9
スポーツ少年団関連資料	… 4 0
スポーツ少年団視聴覚資料（ビデオ）	… 4 1
【規程集】	
日本スポーツ少年団設置規程	… 4 5
スポーツ少年団登録規程	… 4 8
日本スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて	… 5 0
日本スポーツ少年団指導者協議会規程	… 5 1
日本スポーツ少年団顕彰要綱	… 5 2
全国スポーツ少年大会開催基準要項	… 5 4
全国スポーツ少年大会役員編成基準一覧	… 5 9
全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項	… 6 0
全国スポーツ少年団競技別交流大会役員編成基準一覧	… 6 5
日本スポーツ少年団指導者制度	… 6 6
日本スポーツ少年団リーダー制度	… 6 9
リーダー制度に定める活動単位	… 7 1
スポーツ少年団登録者処分基準	… 7 2
スポーツ少年団登録者処分基準＜解説入り＞	… 7 5
スポーツ少年団登録者処分基準＜別表＞	… 8 2
【都道府県スポーツ少年団一覧】	… 8 8
【日本スポーツ少年団制定団旗】	… 8 9

事務担当者の皆さんへ

各都道府県・市区町村スポーツ少年団の事務に携わる皆さんへ

スポーツ少年団は、昭和 39（1964）年の東京オリンピック競技大会開催に先立ち、「オリンピック青少年運動」の一環として、昭和 37（1962）年に「スポーツを通じた青少年の健全育成」を目的に創設されました。そして現在、団数約 3 万 2 千団、指導者数約 19 万 7 千人、団員数約 70 万 1 千人を擁する我が国最大の青少年スポーツ組織へと成長しました。この長い歴史を経て、各スポーツ少年団の活動そのものも、完全メンバーシップ制での登録業務から始まり、指導者・リーダーの育成、各種交流大会・研修会等の企画立案・運営など、多岐にわたっています。

これら各種活動の成果をより高めるためには、各都道府県、各市区町村の事務担当者の方々が非常に重要な役割を果たしており、日頃のご労苦に感謝申し上げるとともに、青少年健全育成のため、皆さんのさらなるご協力を改めてお願いしたいと思います。

事務担当者の方々の日常業務の軽減と、事務担当者が交代する際にスムーズな事務の引継ぎが行われ、スポーツ少年団の活動が停滞することがないように、「行事予定表」、「事務必携」、「規程集」を一冊にまとめた「事務必携書」を作成いたしました。日常業務を遂行していくうえで、まずは本書をご覧の上、ご活用いただければ幸いです。

なお、この「事務必携書」も全国の事務担当者の皆様一人ひとりのご要望に応えられているとはいえ、今後も、皆様の率直なご意見を伺いながら、一年一年改善していきたいと考えています。ぜひ本必携書に対するご意見、ご要望がございましたら遠慮なくお寄せください。

平成29年度日本スポーツ少年団活動計画(案)

1. 指導者養成・研修

内容・開催期間等	開催場所	参加対象・参加条件・経費等
1) スポーツ少年団認定育成員研修会 北海道会場 平成29年10月21日(土) 宮城会場 平成29年11月18日(土) 東京会場① 平成29年10月28日(土) 東京会場② 平成29年11月19日(日) 愛知会場 平成29年10月28日(土) 大阪会場 平成29年11月12日(日) 岡山会場 平成29年11月11日(土) 福岡会場 平成29年11月25日(土)	全国8会場 北海道立総合体育センター(北海きたえーる) TKP仙台カンファレンスセンター 国立オリンピック記念青少年総合センター 国立オリンピック記念青少年総合センター 愛知県教育会館 ホテルマイステイズ大阪コンファレンスセンター ビューアリティまきび TKP博多駅前シティセンター	・資格有効期限が平成30(2018)年3月31日および9月30日までの者で、少年団登録を継続し、現在も認定育成員として活動している者 ＜以下の者についても参加を可能とする＞ * 資格有効期限が平成29(2017)年3月31日および9月30日までの者で、何らかの事情により平成28(2016)年度の研修会に参加できなかった者(本研修会に不参加の場合、資格喪失となる) * 資格有効期限が平成31(2019)年3月31日および9月30日までの者で、何らかの事情により平成30(2018)年度の研修会に参加が困難な者 * 上記以外のスポーツ少年団登録指導者で、公認スポーツ指導者資格を保有する者(定員に達した場合は、認定育成員資格保有者を優先する) ・参加料は1人2,160円 ・旅費は自己負担
2) スポーツリーダー養成講習会 兼スポーツ少年団認定員養成講習会 ー委託300コース(予定)ー 平成29年4月1日(土)～平成30年2月28日(水)	都道府県にて実施	・参加者は、平成29年度スポーツ少年団登録指導者および次年度登録が見込まれる者 ・参加料は1人2,160円(下限)
3) 第22回スポーツ少年団指導者全国研究大会 平成29年6月18日(日)	東京都・ホテルグランドパレス	・参加対象者はスポーツ少年団登録指導者400名 ・参加料は1人2,160円 ・旅費は自己負担
4) ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム 平成29年12月10日(日)	新潟県・アートホテル新潟駅前	・参加者はスポーツ少年団登録役員・指導者およびジュニアスポーツに係る弁護士、スポーツ安全協会・スポーツ安全保険引受損害保険会社関係者(全国150名・予定) ・参加料は無料 ・旅費は自己負担
5) 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及促進		
【普及講習会】 平成29年7月～平成30年2月(予定)	全国9会場(予定)	・参加者はスポーツ少年団関係者、日本体育協会公認スポーツ指導者、総合型地域スポーツクラブ関係者、幼稚園・保育園等関係者、教育委員会関係者等(各会場100～120名程度を予定) ・参加料は1人2,160円 ・旅費は自己負担
【講師講習会】 平成29年7月～平成30年2月(予定)	全国3会場 東地区 西地区 中地区	・参加者は都道府県スポーツ少年団から推薦された者(原則各県3名) ・各会場50名程度 ・1泊2日 ・参加料は1人4,320円 ・交通費、宿泊費は自己負担
【都道府県普及促進研修会】 ー委託70コース(予定)ー 平成29年4月1日(土)～平成30年2月28日(水)	都道府県にて実施	・参加者はスポーツ少年団関係者、日本体育協会公認スポーツ指導者、総合型地域スポーツクラブ関係者、幼稚園・保育園等関係者、教育委員会関係者等(最低10名以上/1コース) ・講師は、原則として幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会受講修了者とする ・幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラムに関する講義、運動遊び、指導法・指導技術に関する実技、その他(ディスカッション等)3時間以上 ・参加料は実施団体において必要額を徴収する

2. 指導者協議会

内容・開催期間等	開催場所	参加対象・参加条件・経費等
1) 全国スポーツ少年団指導者協議会 平成29年6月16日(金)～17日(土)	東京都・岸記念体育会館	・指導者協議会等代表1県1名 ・参加料は無料 ・本会旅費基準により交通費を支給 ・宿泊費補助(1泊8,000円上限)を支給
2) ブロック指導者研究協議会 ー組織整備強化(助成)ー 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)	各ブロックにて開催 開催県: 北海道/宮城県/群馬県 富山県/静岡県/京都府 島根県/香川県/宮崎県	・各ブロックにおいて実施要項を作成 ・参加者はスポーツ少年団登録指導者を対象とし、具体的にはブロックにおいて定める

3. リーダー養成・研修

内容・開催期間等	開催場所	参加対象・参加条件・経費等
1) シニアリーダースクール 平成29年8月3日(木)～7日(月) ※前泊: 平成29年8月2日(水)	静岡県・ 国立中央青少年交流の家	・平成29年度登録団員 ・義務教育終了者で20歳未満のジュニアリーダー認定者又は所定の活動単位数を満たした者(全国140名)。高校生以上の団員登録数比例配分により、各都道府県の参加枠を決定 ・参加料は1人16,200円 ・本会旅費基準により交通費を補助 ・宿泊、食事等経費は本会負担
2) ジュニアリーダースクール ー組織整備強化(助成)ー 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)	都道府県にて実施	・都道府県において実施要項を作成 ・参加者は小学校5年生以上中学生までの者 ・所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者
3) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会 平成29年9月30日(土)～10月1日(日)	東京都・ 国立オリンピック記念青少年総合センター	・各県リーダー代表者1名およびリーダー育成担当者1名 ・参加料は無料 ・本会旅費基準により交通費を補助 ・宿泊、食事等経費は本会負担
4) ブロックリーダー研究大会 ー組織整備強化(助成)ー 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)	各ブロックにて開催	・各ブロックにおいて実施要項を作成 ・参加者はブロック内都道府県スポーツ少年団リーダー会代表者およびリーダー育成担当者

4. 国内交流

内容・開催期間等	開催場所	参加対象・参加条件・経費等
1) 第55回全国スポーツ少年大会 平成29年7月28日(金)～31日(月)	新潟県・妙高市 他 国立妙高青少年自然の家 他	<ul style="list-style-type: none"> ・1県5名、指導者1名(計288名) ・平成29年度に団員登録をし、開催年の4月1日現在、中学1年生以上高校3年生相当の年齢の者。ただし、ジュニア・リーダー資格を有しており、かつ、所属の都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合に限り、小学6年生の者でも参加を認める。 ・指導者は認定育成員または認定員であること ・参加料は1人 12,960円 ・大会旅費基準により交通費(指導者・団員ともに片道)を補助 ・宿泊費、食事代は主催者負担 ・参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備
2) 第39回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会 平成29年8月3日(木)～6日(日)	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度登録団員・指導者 ・チーム編成:指導者2名、団員14名(小学4～6年生)【同一単位団所属】 ・指導者(代表指導者・引率指導者)は認定育成員または認定員であること ・参加チーム数16チーム(計256名) (北海道1、東北2、関東2、北信越1、東海2、近畿2、中国2、四国1、九州2、開催地1) *参加チームはブロック内で決定 ・参加料は無料 ・交通費は自己負担 ・宿泊費、食事代は主催者負担 ・参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備
3) 第40回全国スポーツ少年団剣道交流大会 平成30年3月25日(日)～27日(火)	東京都・足立区 東京武道館	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度登録団員・指導者 ・指導者は認定育成員または認定員であること ・指導者1名、団員7名(計384名) ・団体戦:男女計5名(小学校4～6年生)【同一市区町村スポーツ少年団所属】 ・個人戦:男子(中学生1名)、女子(中学生1名) ・参加料は無料 ・交通費は自己負担 ・宿泊費、食事代は主催者負担 ・参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備
4) 第15回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 【女子】平成30年3月25日(日)～28日(水) 【男子】平成30年3月25日(日)～27日(火)	群馬県・前橋市 他 ALSOKぐんまアリーナ 他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度登録団員・指導者 ・チーム編成:指導者2名、団員12名(小学4～6年生)以内、必要に応じてマネージャー1名をおくことができる【団員は同一単位団所属】 ・指導者(監督・コーチ)は認定育成員または認定員であること ・指導者のうち1名は、公益財団法人日本体育協会公認バレーボール指導員、同上級指導員、同コーチ及び同上級コーチ有資格者、又は公益財団法人日本バレーボール協会ならびに日本小学生バレーボール連盟が共催する全国小学生バレーボール指導者研修会の受講証明書(指導者認定証)を所持していること ・マネージャーは指導者又は団員とする ・参加チーム数 女子:全国48チーム 計720名 (47都道府県および開催県から選出) 男子:全国10チーム 計150名 (全国9ブロックおよび開催県から選出) ・参加料は無料 ・交通費は自己負担 ・宿泊費、食事代は主催者負担 ・参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備
5) 第39回全国スポーツ少年団ホッケー交流大会 －助成－ 平成29年8月4日(金)～7日(月)	山口県・岩国市 玖珂総合公園人工芝グラウンド 他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度スポーツ少年団及び日本ホッケー協会の登録を完了した者 ・チーム編成:指導者3名、団員12名(小学4～6年生)以内 ・参加を希望する登録単位団から男女各1チーム ・参加料は1人 2,000円 ・交通費、宿泊費は自己負担
6) ブロックスポーツ少年大会 －組織整備強化(助成)－ 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)	各ブロックにて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各ブロックにおいて実施要項を作成 ・参加者は平成29年度スポーツ少年団登録団員・指導者であること
7) ブロック競技別交流大会 －組織整備強化(助成)－ 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)	各ブロックにて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各ブロックにおいて実施要項を作成(原則として4競技以上) ・参加者は平成29年度スポーツ少年団登録団員・指導者であること

* 公益財団法人日本サッカー協会と日本スポーツ少年団共催の「第41回全日本少年サッカー大会決勝大会」は、平成29年12月下旬に鹿児島県にて開催。

5. 国際交流

内容・開催期間等	開催場所	参加対象・参加条件・経費等
1) 第44回日独スポーツ少年団同時交流(派遣) 平成29年7月31日(月)～8月17日(木) 【平成29年7月30日(日) 結団式】 <事前研修会> 平成29年5月3日(水)～5日(金)【指導者】 平成29年5月4日(木)～5日(金)【団員】	ドイツ各地 東京都・ 国立オリンピック記念青少年総合センター	・派遣者数:125名(団長団3名、グループ指導者12名を含む) ・平成28・29年度登録団員で、以下のいずれかの条件を満たす16～24歳までの者 * シニア・リーダー認定者 * 所定の活動単位の合計が20単位以上の者 * 所属道府県スポーツ少年団本部長が特別に認めた者 ・指導者は、認定育成員または認定員の資格を有する65歳程度までの者 ・派遣負担金は、1人25万円(渡航費、ドイツ滞在費、ユニフォーム、海外旅行保険料等を含む)
2) 第44回日独スポーツ少年団同時交流(受入) 平成29年7月22日(土)～8月7日(月) 全体プログラム(前半):7月22日(土)～24日(月) 地方プログラム:7月24日(月)～8月5日(土) 全体プログラム(後半):8月5日(土)～7日(月)	日本各地	・受入者数125名 ・全体プログラム期間中は、日本スポーツ少年団が担当 ・地方プログラム経費は各道府県負担(通訳謝金除く) ・各グループの地方分散・東京集結経費は日本スポーツ少年団が負担 ・団長団の視察は、東日本Ⅱ(関東Ⅰ・関東Ⅱ・北信越)を予定
3) 2017年日独スポーツ少年団指導者交流(派遣) 期日(未定)	ドイツ各地	・日本スポーツ少年団役職員最大10名を派遣 (平成29年度については、ドイツスポーツユースとの協議により役職員を派遣する)
4) 2017年日独スポーツ少年団指導者交流(受入) 期日(未定) 【母国発着14日間】	北信越・東海ブロック(長野県・三重県)、東京都	・ドイツスポーツユース指導者10名を受入
5) 2017年日中青少年スポーツ団員交流(受入) 期日(未定)	中国・四国ブロック	・指導者8名(団長団含む)、団員32名受入
6) 2017年日中青少年スポーツ指導者交流(受入) 期日(未定)	近畿ブロック	・中華全国体育総会指導者10名受入(団長団含む)

6. 広報出版

発行・作成物	配布先等
1) 豊かなスポーツライフをサポートする情報誌「Sports Japan」の発行	・単位スポーツ少年団に2冊 ・都道府県、市区町村スポーツ少年団に2冊配布 ・年6回発行(奇数月10日発行)
2) ガイドブック「スポーツ少年団とは」の作成・配布	・スポーツ少年団のガイドブック及び育成母集団研修会用教材として発行 ・都道府県スポーツ少年団を通じ、市区町村スポーツ少年団他、関係者に配布
3) スポーツ少年団「PRリーフレット」の作成・配布	・スポーツ少年団PR用として作成、市区町村および単位団他、関係団体に配布
4) スポーツ少年団年鑑の作成「スポーツ少年団育成報告書」の作成・配布	・平成28年度の諸活動をまとめた報告書を作成、都道府県に配布
5) スポーツ少年団指導必携書の作成・配布	・平成29年度に新規に認定員、認定育成員の資格を取得した者及び認定育成員研修会修了者に配布
6) リーダー育成マニュアルの作成・配布	・ジュニア・リーダーおよびシニア・リーダー育成の手引書として都道府県、市区町村スポーツ少年団に配布
7) 広報活動ガイドの公開	・日本体育協会ホームページ上で公開
8) 「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」ガイドブックの作成・販売	・有料販売を実施
9) スポーツ少年団検索ページの運用	・日本体育協会ホームページの各級スポーツ少年団情報を検索できるページを運用

7. 少年団顕彰

内容	詳細
・少年団顕彰	* 日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準に基づき、都道府県スポーツ少年団の推薦によって、永年にわたり少年団の発展に貢献し特に顕著な功績がある市区町村スポーツ少年団と登録指導者を表彰、退任指導者に感謝状を贈呈

8. 研究調査

会議名等	詳細
1) 専門部会	* 指導育成、活動開発、広報普及の3専門部会を中心とした具体的諸検討作業の実施。3部会各4回開催
2) プロジェクト・ワーキンググループ	* 青少年スポーツ振興プロジェクト * スポーツ安全対策プロジェクト * リーダー養成ワーキンググループ * 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及ワーキンググループ * スポーツ少年団運動適性テスト検討ワーキンググループ * その他スポーツ少年団育成に係る研究、検討作業
3) 研究調査	* 「少年スポーツのあり方」関連の各種研究調査 * 「日本スポーツ少年団アクションプラン2017-2022～第10次育成計画～(仮称)」の遂行に必要な各種調査 * 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組みに係る各種研究調査

9. スポーツ活動サポートキャンペーン-大塚製薬(株)特別協賛-

内容	詳細
1) スポーツ少年団認定員養成講習会での熱中症対策説明会	* 認定員養成講習会時に熱中症対策に関する情報を提供(ガイドブックの配布・解説、DVDの上映等)
2) ボカリスエット・スポーツ活動情報提供	* 単位団の指導者、育成母集団、保護者を対象に熱中症対策説明会を開催し、熱中症対策に関する情報を提供
3) 熱中症予防グッズのスポーツ少年団用斡旋販売	* 日本スポーツ少年団推奨スポーツドリンク等を登録団に対して斡旋販売
4) 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」啓発強化	* 市区町村主催の指導者向け研修会等での熱中症対策説明会の提案・実施予定 * 指導者、育成母集団、保護者を対象にLIVE ON SEMINAR(テレビ会議システムを活用したセミナー)を開催(予定)

※平成28年度中に大塚製薬株式会社と実施内容を協議し決定する。

10. 組織整備強化

内容	詳細
1) 都道府県関係組織整備強化費	* 登録実績を勘案し、基礎配分+登録数配分で各都道府県へ助成 実施要項に基づく、次の内容に充当 ・都道府県スポーツ少年団強化育成費 県内研修(指導者、リーダー、母集団等)、ジュニア・リーダー養成等 ・都道府県スポーツ少年団強化育成及び管理費 指導者組織/リーダー組織の育成援助、県内組織の強化に関する運営管理、登録処理・管理等 ・ブロック会議(出席旅費)
2) ブロック関係組織整備強化費	* 該当県に対し、定額助成 ブロック指導者研究協議会費/ブロック会議開催費/日本スポーツ少年団常任委員会出席旅費 全国大会準備費(全国大会、全国競技別交流大会)
3) ブロック大会開催費(競技別交流大会・少年大会) ①ブロックスポーツ少年大会 ②ブロック競技別交流大会	* 全国9ブロック 1県10万円 4競技以上実施 1県1競技10万×4競技=40万円
4) ブロックリーダー研究大会開催費	* ブロック内リーダー代表等の研修 全国8ブロック (@5万円×50県)

11. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組み

内容	詳細
1) フェアプレーの推進 ◇2020年までの取組み	* 「フェアプレー宣言」の奨励 * 「フェアプレー大賞」参画の奨励 * 「あくしゅ、あいさつ、ありがとう」の推進
2) 全国スポーツ少年団活動 ◇2020年までの取組み	* 全国一斉活動の実施 * 平和メッセージ・スローガンの募集
3) オリ・パラへの参画 ◇2020年の取組み	* 大会開催年に全国各地で実施される大会セレモニーや大会運営にスポーツ少年団が参画できるよう、関係機関等に対して働きかけを行う
4) 組織基盤整備 ◇2020年以降を見据えた取組み	* 登録システムの改修・連携 * 地域スポーツクラブとしての組織基盤の充実 * スポーツ少年団活動への総合型地域スポーツクラブ関係者の参加促進

12. その他

内容	詳細
1) 体力テスト実施普及	* 運動適性テスト関係グッズ及び集計プログラムの頒布 (テスト実施要項、合格章1～5級・取闘賞、合格メダル1～3級、集計プログラム) * ホームページによる運動適性テストの集計結果の公表
2) 登録認定関係	* 団旗、登録認定関係資料の作成・配布 * スポーツ少年団登録システムによる登録データの管理業務
3) 都道府県スポーツ少年団事務担当者会議	* 当該年度に係わる事務手続きの円滑化のため開催 5月/東京都・岸記念体育会館(予定)
4) 暴力行為根絶に向けた取組み	* 暴力行為根絶に向けた周知啓発等

* ブロック会議 北海道・東北(山形県)、関東(埼玉県)、北信越・東海(岐阜県)、近畿(京都府)、中国・四国(香川県)、九州(宮崎県)

平成29年度日本スポーツ少年団 行事予定表

4 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	土		
2	日		
3	月		
4	火		
5	水		
6	木		
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		
12	水		
13	木		
14	金		
15	土		
16	日		
17	月		
18	火		
19	水		
20	木		
21	金		
22	土		
23	日		
24	月		
25	火		
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		
		<p>上旬 :第44回日独スポーツ少年団同時交流派遣内定者・事前研修会通知 【日本⇒内定者／道府県】 :日本スポーツ少年団顕彰推薦書通知 【日本⇒都道府県】 :シニア・リーダースクール開催通知 【日本⇒都道府県】</p> <p>中旬 :スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会実施通知 【日本⇒都道府県】 :第1回日本スポーツ少年団常任委員会 :指導者協議会第1回運営委員会</p> <p>下旬 :第55回全国スポーツ少年大会開催通知 【日本⇒都道府県】 :第39回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会開催通知 【日本⇒都道府県】 :第22回スポーツ少年団指導者全国研究大会開催通知 【日本⇒都道府県】</p>	

5 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	月		
2	火		
3	水	第44回日独スポーツ少年団同時交流(派遣)日本団事前研修会(指導者、至5日)	
4	木	〃 (団 員、至5日)	
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		
31	水	第22回スポーツ少年団指導者全国研究大会申込締切	
<p>中旬 :第44回日独スポーツ少年団同時交流派遣団員・指導者決定通知 【日本⇒道府県／派遣決定者】 :日本スポーツ少年団顕彰候補者推薦締切 【都道府県⇒日本】</p> <p>下旬 :都道府県事務担当者会議 :第44回日独スポーツ少年団同時交流受入準備ミーティング(グループ幹事県出席) :第55回全国スポーツ少年大会申込締切 【都道府県⇒日本／新潟県】 :全国スポーツ少年団指導者協議会申込締切</p>			

6 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	木		
2	金	シニア・リーダースクール参加者推薦締切	
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		
13	火		
14	水		
15	木		
16	金	全国スポーツ少年団指導者協議会事前運営委員会 全国スポーツ少年団指導者協議会(至17日)	
17	土		
18	日	第22回スポーツ少年団指導者全国研究大会(東京都)	
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金		
24	土		
25	日		
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		
30	金		
<p>上旬 :第2回日本スポーツ少年団常任委員会 :第1回日本スポーツ少年団委員総会 :全国スポーツ少年団リーダー連絡会開催通知 【日本⇒都道府県】 :スポーツ少年団認定育成員研修会開催通知 【日本⇒都道府県】</p> <p>中旬 :第55回全国スポーツ少年大会参加者決定通知 【日本⇒都道府県】 :第44回日独スポーツ少年団同時交流派遣負担金納入 【道府県⇒日本】</p> <p>下旬 :スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会委託金交付申請書締切(予定) :シニア・リーダースクール参加者決定通知 【日本⇒都道府県/参加者】</p>			

7 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	土		
2	日		
3	月		
4	火		
5	水		
6	木		
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		
12	水		
13	木		
14	金		
15	土		
16	日		
17	月		
18	火		
19	水		
20	木		
21	金		
22	土	第44回日独スポーツ少年団同時交流(受入)ドイツ団来日 (至8月7日)	
23	日		
24	月	第44回日独スポーツ少年団同時交流(受入)ドイツ団地方分散	
25	火		
26	水		
27	木		
28	金	第55回全国スポーツ少年大会(新潟県、至31日)	
29	土		
30	日	第44回日独スポーツ少年団同時交流(派遣)日本団結団式	
31	月	第44回日独スポーツ少年団同時交流(派遣)日本団出発(至8月17日) 認定育成員研修会参加申込締切	登録締切 【単位団⇒市区町村】

上旬 :スポーツ少年団「LIVE ON SEMINAR」(予定)

下旬 :第39回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会推薦締切 【都道府県⇒日本/宮城県】

:全国スポーツ少年団リーダー連絡会参加者推薦締切 【都道府県⇒日本】

8 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	火		
2	水		
3	木	第39回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会(宮城県、至6日) シニア・リーダースクール(静岡県、至7日)	
4	金	第39回全国スポーツ少年団ホッケー交流大会(山口県、至7日)	
5	土	第44回日独スポーツ少年団同時交流(受入)ドイツ団東京集結	
6	日	第44回日独スポーツ少年団同時交流(受入)ドイツ団さよならパーティー(東京都)	
7	月	第44回日独スポーツ少年団同時交流(受入)ドイツ団離日	
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木	第44回日独スポーツ少年団同時交流(派遣)日本団帰国	
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木		登録締切 【市区町村⇒都道府県】
時期未定：日中青少年スポーツ団員交流(受入)(中国・四国ブロック)			

9 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土	全国スポーツ少年団リーダー連絡会(東京都、至10月1日)	登録申請締切【都道府県⇒日本】
<p>下旬 :指導者協議会第2回運営委員会(予定)</p>			

10 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		
20	金		
21	土	スポーツ少年団認定育成員研修会【北海道】	
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土	スポーツ少年団認定育成員研修会【愛知】 スポーツ少年団認定育成員研修会【東京①】	
29	日		
30	月		
31	火		

上旬 : 第40回全国スポーツ少年団剣道交流大会開催通知 【日本⇒都道府県】
 : 第15回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会開催通知 【日本⇒都道府県】
 時期未定: 日独スポーツ少年団指導者交流日本団派遣
 時期未定: 日中青少年スポーツ指導者交流(受入)(近畿ブロック)

11 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木		
10	金		
11	土	スポーツ少年団認定育成員研修会【岡山】	
12	日	スポーツ少年団認定育成員研修会【大阪】	
13	月		
14	火		
15	水		
16	木		
17	金		
18	土	スポーツ少年団認定育成員研修会【宮城】	
19	日	スポーツ少年団認定育成員研修会【東京②】	
20	月		
21	火		
22	水		
23	木		
24	金		
25	土	スポーツ少年団認定育成員研修会【福岡】	
26	日		
27	月		
28	火		
29	水		
30	木		

上旬 : 第3回日本スポーツ少年団常任委員会

中旬 : 第45回日独同時交流日本団派遣候補者募集通知 【日本⇒道府県】

時期未定 : 日独スポーツ少年団指導者交流ドイツ団受入

12 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日	ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム(新潟県)	
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		
下旬 :第41回全日本少年サッカー大会決勝大会(鹿児島県)			

1 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	月		
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		
31	水		

下旬 :第40回全国スポーツ少年団剣道交流大会参加推薦締切 【都道府県⇒日本／東京都】
 :第15回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会参加推薦締切 【都道府県⇒日本／群馬県】

2 月 行 事 予 定

日	曜		日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	木			
2	金			
3	土			
4	日			
5	月			
6	火			
7	水			
8	木			
9	金			
10	土			
11	日			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木			
16	金			
17	土			
18	日			
19	月			
20	火			
21	水			
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>日本スポーツ少年団ブロック会議(1月下旬～2月中旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道・東北(山形県) ・関東(埼玉県) ・北信越・東海(岐阜県) </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿(京都府) ・中国・四国(香川県) ・九州(宮崎県) </div> </div>				

3 月 行 事 予 定

日	曜	日本スポーツ少年団行事	都道府県・市区町村スポーツ少年団行事
1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		
13	火		
14	水		
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金		
24	土		
25	日	第40回全国スポーツ少年団剣道交流大会(東京都、至27日)	
		第15回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 (群馬県、男子:至27日、女子:至28日)	
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		
30	金		
31	土		
<p>上旬 :スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会委託金実施報告書提出締切 【都道府県⇒日本】 :第4回日本スポーツ少年団常任委員会 :第2回日本スポーツ少年団委員総会</p> <p>中旬 :第45回日独スポーツ少年団同時交流(派遣)日本団候補者推薦締切 【道府県⇒日本】</p>			

□ 登 録 一 概 要

スポーツ少年団は、メンバーシップ制を採用しており、毎年、単位スポーツ少年団ごとに指導者・団員の登録が必要です。

平成 29 年度も、引き続きスポーツ少年団登録システムを利用した Web 登録手続きとなりますので、皆さまのご理解とご協力の程何卒よろしくお願いたします。

日本スポーツ少年団の登録の要件は、スポーツ少年団登録規程と同登録規程施行細則（規程集 P48~49 参照）によって定められています。登録の要件を満たした単位スポーツ少年団は、スポーツ少年団登録システムに必要事項を入力し、市区町村スポーツ少年団へ Web 登録システムから登録申請を行います。登録申請後、市区町村スポーツ少年団が指定する方法により、登録料の納入を行います。市区町村スポーツ少年団は単位スポーツ少年団の登録を取りまとめ、都道府県スポーツ少年団へ Web 登録システムから登録申請を行います。都道府県スポーツ少年団は市区町村スポーツ少年団からの登録を取りまとめ、日本スポーツ少年団へ Web 登録システムから登録申請を行います。

● スポーツ少年団員

団員の登録は、登録する年の 4 月 1 日現在満 3 歳以上とします。

ただし満 3 歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとします。

● スポーツ少年団指導者

指導者の登録は、登録する年の 4 月 1 日現在満 20 歳以上とします。

指導者のうち、「スポーツ少年団認定員」「スポーツ少年団認定育成員」の資格を有している者を「有資格指導者」とします。

● スポーツ少年団役職員

市区町村、都道府県において各スポーツ組織の育成指導や事務に当たる者を役職員（本部長、副本部長、役員、事務担当者、その他市区町村・都道府県スポーツ少年団が特に認めた者）とします。

● 単位スポーツ少年団（以下単位団）

原則として団員 10 名以上と、指導者 2 名以上で構成されます。

登録した指導者のうち 1 名を単位団の代表指導者とします。

< 団員登録 >

子どもたちがグループとして集団活動を行うにあたり、より成果が得られるための目安として原則 10 名以上と定めていますが、活動競技・種目あるいは地域の実情により単位団設立当初は 10 名未満の場合もあると思われれます。登録申請時に指導者から十分事情を聞いたうえで柔軟に対処することが必要です。

< 代表指導者 >

代表指導者は、その単位団に登録している指導者に限られますが、有資格指導者である必要はありません。なお、代表指導者は、他の団の代表指導者を兼ねることはできません。

< 1 団複数有資格指導者必置制 >

前年度から継続して登録する団（更新団）には、2 名以上の有資格指導者（認定育成員または認定員）が必要です。

新たに登録を行う団（新規団）の場合は、初めて登録した年度中に、指導者のうち 2 名以

上が資格を取得することが義務づけられています。

※平成 27 年度から 2 名以上の有資格指導者の登録が義務づけられています。

● 市区町村スポーツ少年団

市区町村スポーツ少年団は、単位団の登録をとりまとめ、都道府県スポーツ少年団へ登録申請を行います。併せて、市区町村スポーツ少年団に所属する役職員の登録を行います。

● 都道府県スポーツ少年団

都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団の登録をとりまとめ、日本スポーツ少年団へ登録申請を行います。併せて、都道府県スポーツ少年団所属の役職員の登録を行います。

● 登録料

スポーツ少年団への登録には登録料が必要です。登録料は、市区町村・都道府県スポーツ少年団で各々定められていますので、単位団が市区町村スポーツ少年団へ登録申請を行う際に、一括して納入します。

日本スポーツ少年団への登録料は、年間**団員 1 名 300 円、指導者・役職員 1 名 700 円**です。

<単位団の重複登録>

2 つ以上の単位団に登録する場合は、団員・指導者ともそれぞれの単位団で登録料が必要となります。

<役職員登録>

単位団指導者がその単位団の所属する市区町村スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団の役職員となる場合は、役職員としてさらに登録料を納める必要はありません。

ただし、役職員としてのみ市区町村スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団に登録する場合は、登録料が必要になります。

● 登録申請期間

(1) 単位団

原則として毎年 4 月 1 日から 7 月 31 日までの間に、所属する市区町村スポーツ少年団へ登録申請を行います。市区町村スポーツ少年団で独自に登録申請期間を設ける場合は、あらかじめ単位団へ周知することが必要です。

(2) 市区町村スポーツ少年団

市区町村に所属する全単位団の登録情報を取りまとめ、8 月 31 日までに都道府県スポーツ少年団へ登録申請を行います。

(3) 都道府県スポーツ少年団

都道府県に所属する全市区町村スポーツ少年団および全単位団の登録情報を取りまとめ、9 月 30 日までに日本スポーツ少年団へ登録申請を行います。

<追加登録>

登録申請を終了した後に、新たな登録希望者が生じた場合は、追加登録を行って下さい。

追加登録は、日本スポーツ少年団への登録申請締切日（9 月 30 日）を考慮し、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団において登録受付期限を設けてください。9 月 30 日以降、日本スポーツ少年団への追加登録はできません。

● 登録認定

登録申請が受理されると、単位団、スポーツ少年団員・指導者として認定され、以下の登録認定資料が交付されます。

また、都道府県・市区町村スポーツ少年団、単位団に対しては、日本体育協会情報誌「Sports Japan」が送付されます。単位団への情報誌「Sports Japan」の送付先は、各団の代表指導者又は「送付先」として選択した指導者のいずれかとなります。

その他、スポーツ少年団のシンボルであるスポーツ少年団旗（単位団旗）は、全ての単位団が保持しなくてはなりません。

<登録認定資料>

認定資料の種類	交付先
① 団認定証	新規登録団
② 団認定リボン	全登録団（新規団・更新団）
③ 指導者章<ワッペン>	全指導者
④ 指導者登録証<カード>	全指導者
⑤ 団員章<ワッペン>	全団員
⑥ 指導者(役職員)登録証<カード>	都道府県・市区町村スポーツ少年団の全役職員

● 登録の有効期間

登録の有効期間は登録の認定を受けた日から、その年度末日（3月31日）までとし、年度ごとに単位団、団員、指導者の登録申請を行わなくてはなりません。

● 個人情報の取り扱いについて

・個人情報利用目的

スポーツ少年団登録システムに入力された情報は、「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて」（規程集 P50 参照）に基づいて利用されます。

・Web 登録システム「ユーザー名」「パスワード」の管理

都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団に交付した「ユーザー名」「パスワード」によりスポーツ少年団登録システムにログインすることが可能となります。

スポーツ少年団登録システムには、単位団の指導者、団員に関する個人情報が含まれますので、個人情報の保護に関する法律および各団体の個人情報に関する諸規程を基に取り扱いいただき、個人情報の漏えい等が発生することのない様に充分ご注意ください。

□登 録—スポーツ少年団登録システム運用マニュアル

1. 登録手続きの流れ（全体）

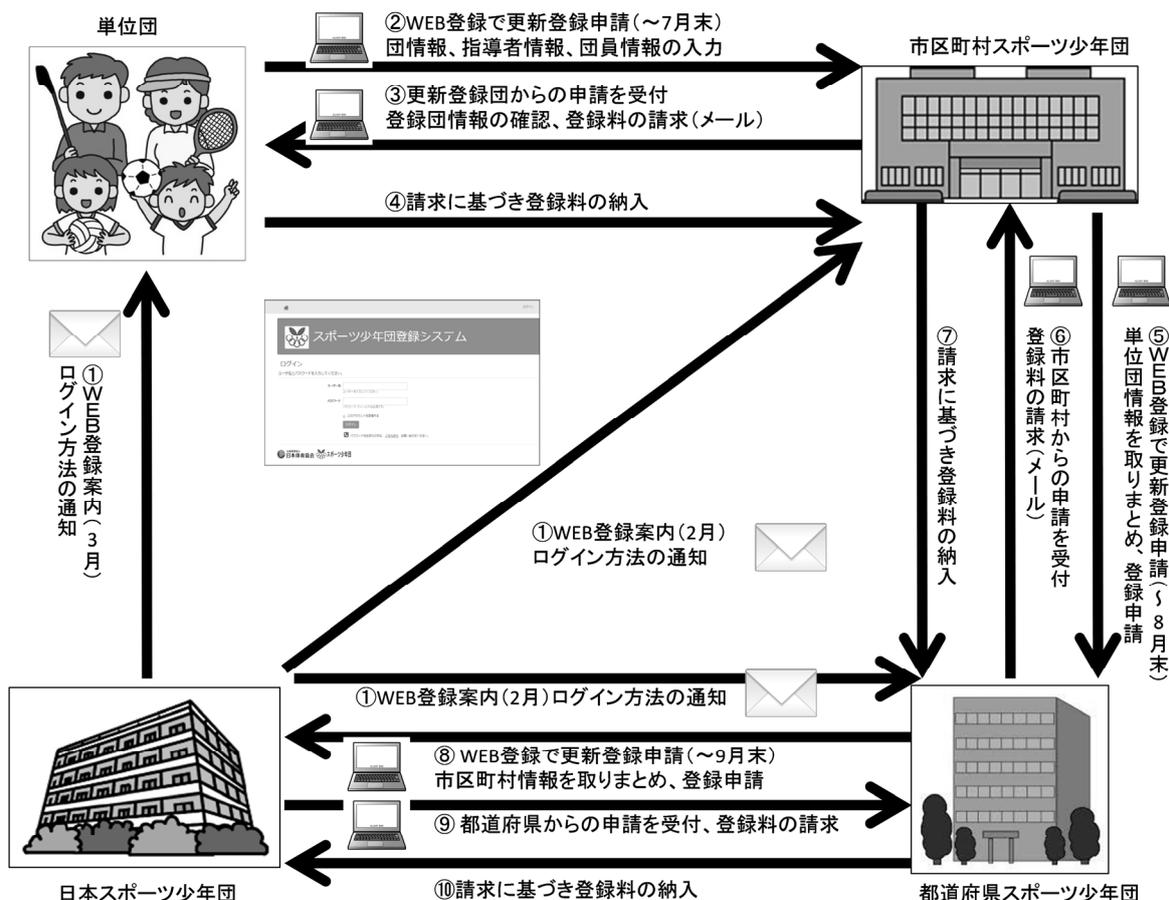
スポーツ少年団登録の手続きは、「スポーツ少年団登録規程」及び「スポーツ少年団登録規程施行細則」に定められているとおり、単位団が市区町村スポーツ少年団へ申請し、その後、都道府県スポーツ少年団を通して、日本スポーツ少年団へ登録申請を行うものとしています。

Web による登録手続きは、単位団がスポーツ少年団登録システムに入力した情報を市区町村スポーツ少年団が同システムで確認後、単位団に対して E メールにて登録料の請求を行います。登録料の受け渡し方法はこれまで通り市区町村スポーツ少年団が定める方法となります。市区町村スポーツ少年団が都道府県スポーツ少年団に行う登録手続きや、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団に行う手続きも同様にスポーツ少年団登録システムを利用して行うこととなります。

基本的には、平成 27 年度まで行っていた登録用紙を用いた登録手続きの流れと変わりはありません。紙ベースで行っていた登録手続きが、スポーツ少年団登録システム上での入力に変更されたとお考えください。

続いて、単位団、市区町村スポーツ少年団及び都道府県スポーツ少年団が行う手続きについて、ご説明いたします。

【登録手続きの流れイメージ図】（次ページの表も併せてご確認ください）



※新規スポーツ少年団の登録手続きについては、市区町村スポーツ少年団がユーザー名とパスワードを発行します。

スポーツ少年団登録手続きの流れ（表）

時期	単位団	市区町村スポ少	都道府県スポ少	日スポ少
2月			①登録案内受理	①各級スポーツ少年団に登録案内送付
3月	①登録案内受理	①登録案内受理		
4月	②Web登録申請 団情報の入力・申請	③Web登録申請受理 登録料の請求		
7月末	③登録料請求受理			
	④登録料納入	④登録料の受理		
8月末		⑤Web登録申請 市区町村情報入力 単位団情報とりまとめ	⑥Web登録申請受理 登録料の請求	
		⑥登録料請求受理		
		⑦登録料納入	⑦登録料の受理	
9月末			⑧Web登録申請 都道府県情報入力 市区町村団とりまとめ	⑨Web登録申請受理 登録料の請求
			⑨登録料の請求受理	
			⑩登録料の納入	⑩登録料の受理

※登録手続き完了した単位団には、市区町村スポーツ少年団から認定資料を配布します。

認定資料は、2月から3月にかけて都道府県スポーツ少年団に日本スポーツ少年団から配布します。

※登録手続き完了後、代表指導者又は送付先住所に日本体育協会情報誌「Sports Japan」を2部送付します。

2. 単位スポーツ少年団の登録更新手続き

単位スポーツ少年団の登録手続きは、以下の流れで進みます。

- ①スポーツ少年団登録システムにログイン→②単位スポーツ少年団情報を入力→
③指導者の登録→④団員の登録→⑤入力完了→⑥市区町村スポーツ少年団への登録申請→
⑦スポーツ少年団登録確認→⑧最終確認画面→⑨登録料請求メールの受信→
⑩登録料の支払→⑪登録完了

① スポーツ少年団登録システムにログイン

3月27日以降、スポーツ少年団登録システム (<https://www.jjsa-entry.jp>) にアクセスし、3月中に日本スポーツ少年団から通知されるユーザー名とパスワードを利用し、ログインします。

②単位スポーツ少年団情報を入力

「単位スポーツ少年団修正」画面にて、以下の項目を入力します。

【団の基本情報】

団名称、結成年月日を入力します。

【団の活動に関する情報】

活動頻度、育成母集団の有無、総合型クラブとの連携、施設、傷害保険加入、種目、各種目の活動頻度を選択又は入力します。

【指導者】

平成28年度に登録していた指導者の情報は予め入力されています。また、『今年度登録』欄は「更新」となっており、年齢が自動的に1歳繰り上げられています。登録を更新しない指導者は『今年度登録』欄を「未更新」に変更してください。

平成29年度から新たに登録する指導者は、「新規作成」ボタンから作成（入力）してください。

【団員】

平成28年度に登録していた団員の情報は予め入力されています。また、『今年度登録』欄が「更新」となっており、年齢が自動的に1歳繰り上げられています。登録を更新しない団員は『今年度登録』欄を「未更新」に変更してください。

平成29年度から新たに登録する団員は、「新規作成」ボタンから作成（入力）してください。

【代表者住所、送付先住所】

指導者情報の「代表者」「送付先」にチェックを入れると自動的に反映されます。

【今回登録者数、登録料】

入力された指導者数、団員数により自動的に計算されます。

③指導者の登録

【指導者の情報】を入力します。

・更新登録の場合

表示されている氏名を選択し、住所等内容を確認してください。『今年度登録』欄が「更新」となっている方が平成29年度登録者となります。

・新規登録の場合

登録指導者が表示されている枠の下部にある「新規作成」ボタンを押し、新たな指導者情報を入力してください。

なお、新規登録する指導者のうち、前年度に認定員養成講習会を受講した方は、認定番号が入力されていないため『認定番号』欄にある、『前年度講習会受講済』のチェックボックスにチェックを入れてください。なお、『所属先』『認定番号』の変更はできません。

④団員の登録

【団員の情報】を入力します。

・更新登録の場合

表示されている氏名を選択し、住所等内容を確認してください。『今年度登録』欄が「更新」となっている方が平成29年度登録者となります。

なお、『所属先』『認定番号』（ジュニアリーダー、シニアリーダー）の変更はできません。

・新規登録の場合

登録団員が表示されている枠の下部にある「新規作成」ボタンを押し、新たな団員情報を入力してください。

⑤入力完了

全ての入力が完了したら、「更新」ボタンを押ししてください。その後「メニューへ」のボタンを押します。

⑥市区町村スポーツ少年団への登録申請

メニュー画面の「登録」ボタンを押します。

⑦スポーツ少年団登録確認

登録申請内容が表示されますので、内容に間違いがないか確認し、ページ下部にある「確認」ボタンを押してください。

⑧最終確認画面

「登録申請」ボタンを押すと市区町村スポーツ少年団に登録申請されます。

※「登録申請」ボタンを押した後は、指導者・団員に関する情報の変更及び追加登録を行うことはできません。

⑨登録料請求メールの受信

登録申請が受理された場合、市区町村スポーツ少年団からシステム上に入力されたメールアドレスに登録料請求メールが届きます。

⑩登録料の支払い

市区町村スポーツ少年団が指定する方法により、登録料を支払ってください。

⑪登録完了

登録料の支払いが確認できましたら、市区町村スポーツ少年団から登録確認メールが届きます。

追加登録手続きについて

「⑧最終確認画面」で登録申請を行った後は、指導者・団員の追加ができません。指導者・団員を追加したい場合は、市区町村スポーツ少年団にお問い合わせいただき、追加登録の手続きを行ってください。

3. 市区町村スポーツ少年団の登録手続き

市区町村スポーツ少年団の登録手続きは、以下の流れで進みます。

- ①スポーツ少年団登録システムにログイン→②市区町村スポーツ少年団情報を修正→
- ③単位団登録申請の受付・登録料受領→④都道府県スポーツ少年団へ登録申請→
- ⑤登録料請求メール受信→⑥登録料の支払→⑦登録完了

① スポーツ少年団登録システムにログイン

スポーツ少年団システム (<https://www.jjsa-entry.jp>) にアクセスし、3 月中に日本スポーツ少年団から通知されるユーザー名とパスワードを利用し、ログインします。

②市区町村スポーツ少年団情報を修正

②-1 市区町村スポーツ少年団情報を入力

トップ画面から「市区町村」欄の「修正」ボタンを押し、市区町村スポーツ少年団修正画面で以下の項目を入力します。

【基本情報】

市区町村名、本部長名、事務担当者名、今年度登録（市区町村スポーツ少年団の登録状況）を入力します。

【所在地】

住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを入力します。入力したメールアドレスには、都道府県スポーツ少年団からの登録手続きに関する案内が届くので注意してください。

【登録役職員】

平成 28 年度に登録していた役職員の情報は予め入力されています。新規登録の際は、「新規作成」ボタンから新規に作成します。詳細は②-2 登録役職員を確認してください。

【今回登録者数、登録料】

入力されている指導者数、団員数により自動的に計算されます。

②-2 登録役職員

・更新登録の場合

表示されている氏名を選択し、住所等内容を確認してください。『今年度登録』欄が更新となっている方が今回登録者となります。

・新規登録の場合

登録役職員が表示されている枠の下部にある「新規作成」ボタンを押し、新たな役職員情報を入力してください。

②-3 役職員新規登録（単位団に登録していない役職員を登録する場合）

「新規登録」ボタンを押し、必要情報を入力し登録します。

②-4 指導者から検索して役職員を登録（同市区町村内の単位団登録者から登録する場合）

「指導者から検索」ボタンを押して指導者を検索し、登録します。

②-5 全ての入力完了したら、「更新」ボタンを押してから、ページの下部にある「戻る」ボタンを押してメニュー画面に戻ります。

③単位団登録申請の受付・登録料受領

③-1 登録料の振込先の設定

トップ画面から『登録料』欄の「単位団」ボタンを押し、登録料及び受領方法の設定を行います。銀行振込、現金の受領など選ぶことができます。

③-2、③-3 申請状況の確認・編集

トップ画面上部にある「申請状況確認」ボタンを押すと「単位スポーツ少年団更新申請一覧」が表示されます。このページで、単位団からの登録申請状況を確認します。登録申請状況（「未申請」「申請中」「入金待ち」「登録」）がステータス欄に表示されます。

ステータス欄は、自動で更新されますが、ステータスを「登録」に変更するときのみ手動で更新します。

「ステータス」欄の表示内容について

- 【未申請】 … 単位団からの登録申請が無い状況です。申請期限までに申請されない場合は、登録更新の有無についてご確認をお願いします。
- 【申請中】 … 単位団から登録申請されている状況です。単位団名称をクリックし、申請内容を確認してください。登録を受理する場合は、ページ下部の「確認」ボタンを押し、登録料の請求を行います。登録料請求メールが自動的に作成されますので、必要事項を追記し送信してください。
- 【入金待ち】 … 単位団に登録料を請求した状況を示しています。入金期限までに登録料が支払われない場合は、督促をしてください。
- 【登録】 … 登録料の入金が確認できたら、「編集」ボタンを押し、ステータスの変更を手動で行います。登録料受領確認メールが自動的に作成されますので、必要事項を追記し送信してください。
- 【登録（追加）】 … 入金後に、団員、指導者の追加希望があったときに、「編集」ボタンを押し、「追加」のチェックボックスにチェックを付けると、単位団で追加登録が可能になります。

※平成 27 年度から単位団には原則として 2 名以上の有資格指導者の登録が義務付けられておりますが、有資格指導者が 1 名のみ場合は都道府県スポーツ少年団の指示に従い、登録の可否を決めてください。登録を認める場合は、登録を受理し、通常と同じ手続きを行ってください。

登録手続きが完了した単位団に対しては、登録認定物品を配付してください。

④都道府県スポーツ少年団へ登録申請

メニュー画面から、都道府県スポーツ少年団に登録を申請する「市区町村」の「登録」ボタンを押します。

④-1 市区町村スポーツ少年団登録確認

登録申請内容が表示されますので、内容に間違いが無いか確認し、ページ下部にある「確認」ボタンを押してください。

④-2 最終確認画面

「登録申請」ボタンを押すと都道府県スポーツ少年団に登録申請されます。

⑤登録料請求メールの受信

登録申請が受理された場合、システム上に入力されたメールアドレスに登録料請求メールが届きます。

⑥登録料の支払い

都道府県スポーツ少年団が指定する方法により、登録料を支払ってください。

⑦登録完了

登録料の支払いが確認できましたら、都道府県スポーツ少年団から登録確認メールが届きます。

追加登録手続きについて

「④-2 最終確認画面」で登録申請を行った後は、指導者・団員の追加ができません。指導者・団員の追加希望があった場合は、都道府県スポーツ少年団への登録申請の受付が間に合う範囲で、受け付けることができます。具体的な方法は、「6. 追加登録手続き」(P32)をご参照ください。

4. 都道府県スポーツ少年団の登録手続き

都道府県スポーツ少年団の登録手続きは、以下の流れで進みます。

- ①スポーツ少年団登録システムにログイン→②都道府県スポーツ少年団情報を入力・修正→
- ③市区町村スポーツ少年団登録申請の受付・登録料受領→④日本スポーツ少年団へ登録申請→
- ⑤登録料請求メール受信→⑥登録料の支払→⑦登録完了

① スポーツ少年団登録システムにログイン

スポーツ少年団システム (<https://www.jjsa-entry.jp>) にアクセスし、ユーザー名とパスワードを利用し、ログインします。

※ 平成 28 年度のユーザー名とパスワードを引き続きご利用ください。

②都道府県スポーツ少年団情報を入力・修正

②-1 都道府県スポーツ少年団情報を入力

トップ画面から「都道府県」欄の「修正」ボタンを押し、都道府県スポーツ少年団修正画面で以下の項目を入力します。

【基本情報】

都道府県、本部長名、事務担当者名、今年度登録（都道府県スポーツ少年団の登録状況）を入力します。

【所在地】

住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを入力します。メールアドレスには、日本スポーツ少年団から登録手続きに関する案内が届くので注意してください。

【登録役職員】

平成 28 年度に登録していた役職員の情報は、予め入力されています。新規登録の際は、「新規作成」ボタンから新規に作成します。詳細は②-2 登録役職員を確認してください。

【今回登録者数、登録料】

入力されている指導者数、団員数により自動的に計算されます。

②-2 登録役職員

・更新登録の場合

表示されている氏名を選択し、住所等内容を確認してください。『今年度登録』欄が更新又は新規となっている方が今回登録者となります。

・新規登録の場合

登録役職員が表示されている枠の下部にある「新規作成」ボタンを押し、新たな役職員情報を入力してください。

②-3 役職員新規登録（市区町村スポーツ少年団、単位団に登録していない役職員を登録する場合）

「新規登録」ボタンを押し、必要情報を入力し登録します。

②-4 指導者から検索して役職員を登録（都道府県内の登録者から登録する場合）

「指導者から検索」ボタンを押して役員あるいは指導者を検索し、登録します。

②-5 全ての役職員の入力完了したら、ページの下部にある「戻る」ボタンを押してメニュー画面に戻ります。

③市区町村スポーツ少年団からの登録申請の受付・登録料受領

③-1 登録料・振込先の設定

トップ画面から「登録料」の「市区町村」ボタンを押し、登録料及び受領方法の設定を行います。

③-2、③-3 申請状況の確認・編集

トップ画面上部にある「申請状況確認」ボタンを押すと「市区町村スポーツ少年団更新申請一覧」が表示されます。このページで、市区町村スポーツ少年団からの登録申請状況を確認します。登録申請状況（「未申請」「申請中」「入金待ち」「登録」）がステータス欄に表示されます。

ステータス欄は、自動で更新されますが、ステータスを「登録」に変更するときのみ手動で更新します。

「ステータス」欄の表示内容について

【未 申 請】… 市区町村スポーツ少年団からの登録申請が無い状況です。申請期限までに申請されない場合は、登録更新の手続き状況についてご確認をお願いします。

【申 請 中】… 市区町村スポーツ少年団から登録申請されている状況です。市区町村スポーツ少年団名称をクリックし、申請内容を確認してください。登録を受理する場合は、ページ下部の「確認」ボタンを押し、登録料の請求を行います。登録料請求メールが自動的に作成されますので、必要事項を追記し送信してください。

【入金待ち】… 市区町村スポーツ少年団に登録料を請求した状況を示しています。入金期限までに登録料が支払われない場合は、督促をしてください。

【登 録】… 登録料の入金が確認できたら、「編集」ボタンを押し、ステータスの変更を手動で行います。登録料受領確認メールが自動的に作成されますので、必要事項を追記し送信してください。

④日本スポーツ少年団へ登録申請

メニュー画面から「都道府県」の「登録」ボタンを押します。

④-1 都道府県スポーツ少年団登録確認

登録申請内容が表示されますので、内容に間違いが無いか確認し、ページ下部にある「確認」ボタンを押してください。

④-2 最終確認画面

「登録申請」ボタンを押すと日本スポーツ少年団に登録申請されます。

※登録申請後は、データの追加・修正を行うことはできません。データの追加・修正が必要な場合は、日本スポーツ少年団へお問い合わせください。

⑤登録料請求メールの受信

登録申請が受理された場合、システム上に入力されたメールアドレスに登録料請求メールが届きます。

⑥登録料の支払い

日本スポーツ少年団からの指示に従い、登録料を支払ってください。

⑦登録完了

登録料の支払いが確認できましたら、日本スポーツ少年団から登録確認メールが届きます。

6. 追加登録手続き

登録手続き申請後に、指導者・団員の追加希望があった場合、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団の登録手続きに支障がない範囲で受付けてください。

■登録料納入前の場合

1. 市区町村スポーツ少年団において、登録申請一覧のステータスを手動で「未申請」に変更してください。
2. 単位団において、追加指導者・団員を入力し、登録申請をしてください。
3. その後の手続きは、通常の流れと同様です。

■登録料納入後の場合

1. 市区町村スポーツ少年団において、登録申請一覧の「編集」ボタンを押し、「追加」のチェックボックスにチェックを入れてください。
2. 単位団において、追加指導者・団員を入力し、登録申請を行ってください。
3. 市区町村スポーツ少年団において、追加指導者・団員を確認し、追加登録分の請求を行ってください。
4. 単位団は、追加登録料の請求に基づき、追加登録料を納入してください。
5. その後の手続きは、通常の流れと同様です。

7. よくあるご質問

Q. システムの利用方法が分からないのですが。

A. スポーツ少年団登録システム (<https://www.jjsa-entry.jp>) 上のマニュアル (PDF) で利用方法をご確認ください。なお、マニュアルをお読みいただいても分からない場合は、本システム専用の問合せ窓口を設置する予定ですので、そちらにお問い合わせください。また、問合せ受付時間以外は、メール (jjsa@japan-sports.or.jp) にお問い合わせいただければと思います。

Q. 紙ベースでの登録はできないのですか。

A. 全て Web 登録による手続きとなります、登録用紙の配付は行いません。

Q. 代表指導者がインターネットを使えません。

A. 代表指導者住所又は送付先住所に「ユーザー名」「パスワード」が送付されますので、それを用いて、代表指導者以外の指導者や育成母集団、保護者の方々の中でインターネットを使用できる方に手続きいただくようお願いいたします。なお、システム内には、当該スポーツ少年団の指導者、団員の個人情報が含まれていますので、取扱いには充分にご注意ください。

Q. 有資格指導者が2名以上いないと登録できないのですか。

A. 有資格指導者が0名の場合は登録できません（新規団を除く）。1名の場合は、都道府県スポーツ少年団が認めた場合に限り、登録することが可能です。その場合は、市区町村スポーツ少年団において、都道府県スポーツ少年団の指示に従い登録申請の可否をご判断ください。

Q. 「ユーザー名」と「パスワード」を紛失してしまいました。

A. 紛失した場合は、速やかにそれぞれの登録申請先（単位団であれば市区町村スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団であれば都道府県スポーツ少年団）にご連絡ください。ユーザー名とパスワードを再発行いたします。

Q. スポーツ少年団指導者資格の情報が更新されていません。

A. 講習会受講後すぐに認定ができない場合があります。申し訳ございませんが、少しお待ちいただくようお願いいたします。講習会の受講から時間が経過している場合は、お手数をおかけいたしますが、都道府県スポーツ少年団にお問い合わせください。

Q. 登録申請後、追加登録をしたいのですが、できますか。

A. いったん登録申請した後は、登録システムがロック（更新不可）されます。それぞれの登録申請先（単位団であれば市区町村スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団であれば都道府県スポーツ少年団）にお問い合わせいただき、追加登録を受付けられる期間であれば、追加で登録することが可能です。

□ 登 録－登録認定関係資料

● 団認定証

(日本)→(都道府県)→市区町村→単位団
新規加入登録団に対して、市区町村スポーツ少年団から単位団に交付

● 認定リボン

(日本)→(都道府県)→市区町村→単位団
毎年登録申請完了のとき、市区町村スポーツ少年団から単位団に交付

● 団員章

(日本)→(都道府県)→市区町村→単位団
毎年登録申請完了のとき、市区町村スポーツ少年団から単位団に登録団員人数分を交付

● 指導者章と指導者登録証

(日本)→(都道府県)→市区町村→単位団
毎年登録申請完了のとき、市区町村スポーツ少年団から、単位団に登録指導者人数分を交付

● 市区町村役職員登録証

(日本)→都道府県→市区町村
市区町村から都道府県スポーツ少年団へ登録申請後、登録人数分を都道府県から当該市区町村へ送付

● 都道府県役職員登録証

(日本)→都道府県
日本スポーツ少年団から、都道府県に必要枚数を送付し、都道府県役職員数確定後、各役職員に交付

● スポーツ少年団旗 (単位団旗)

日本→(都道府県)→(市区町村)→単位団
新規登録団は市区町村スポーツ少年団に申請。市区町村スポーツ少年団は都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団に申請。都道府県スポーツ少年団は日本スポーツ少年団に申請。申請受付後、日本スポーツ少年団から指定の送付先に団旗を送付 (団旗は P89 に掲載)。



2017指導者登録証

あなたが日本スポーツ少年団登録指導者であることを証明します。



JUSA
JAPAN JUNIOR SPORTS CLUBS ASSOCIATION

■ 氏名

■ 生年月日 年 月 日生

■ 単位団番号

■ 単位団名
平成29年4月1日
公益財団法人 日本体育協会 日本スポーツ少年団

2017指導者(役職員)登録証

あなたが日本スポーツ少年団登録役員であることを証明します。



JUSA
JAPAN JUNIOR SPORTS CLUBS ASSOCIATION

■ 氏名

■ 生年月日 年 月 日生

■ 単位団番号

■ 単位団名
平成29年4月1日
公益財団法人 日本体育協会 日本スポーツ少年団

□日本スポーツ少年団の主な活動

日本スポーツ少年団では、全国 47 都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団の協力を得ながら、さまざまな活動を実施しています。次にその主な概要を紹介します。なお、参加条件等については、P3 からの活動計画をご覧ください。

●指導者養成・研修

1. スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会
単位スポーツ少年団の指導者の養成を目的に、各都道府県において実施します。
2. スポーツ少年団認定育成員研修会
認定育成員の再認定のための研修会を開催します。
3. スポーツ少年団指導者全国研究大会
登録指導者を対象に、資質向上と指導体制を確立することを目的に研究大会（1 日）を開催します。
4. ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム
登録指導者、ジュニアスポーツに従事する弁護士などを対象に、ジュニアスポーツに欠かすことのできない安全・安心対策について、医・科学、法学等の見地から議論し、問題解決の方策を探ることを目的に開催します（1 日）。

●リーダー養成・研修

1. シニア・リーダースクール
地域における中核的青少年リーダーの資質向上と将来の指導者の養成を目的に、全国から 140 名の参加を得て年 1 回の集合研修（4 泊 5 日）と、通信研修を実施します。
2. 全国スポーツ少年団リーダー連絡会
リーダーの資質向上と、各都道府県リーダー会及び全国的ネットワークの充実・強化を目指し、都道府県リーダー代表及びリーダー育成担当による連絡会（1 泊 2 日）を開催します。
3. ブロックリーダー研究大会
都道府県及び市区町村リーダー会の充実・強化及びリーダーの資質向上を目的に、各ブロックにおいて開催されるリーダー研究大会に対し、助成を行います。

●指導者協議会関係

1. 全国指導者協議会
指導者の資質向上と情報交換を目的に、各都道府県スポーツ少年団指導者協議会等代表 1 名の参加を得て実施します（年 1 回、1 泊 2 日）。
2. ブロック指導者研究協議会
全国 9 ブロックで、指導者の資質を高める相互研修と情報を交換することを目的に、指導者研究協議会が開催され、これに対する助成を行っています。

●国内交流

1. 全国スポーツ少年大会

全国から原則として団員、指導者計 288 名の参加を得て毎年 7 月下旬から 8 月上旬に 3 泊 4 日の日程で開催します。

2. 全国スポーツ少年団競技別交流大会

①全国スポーツ少年団軟式野球交流大会

毎年 8 月、全国 16 チーム、256 名の参加を得て 3 泊 4 日の日程で開催します。

②全国スポーツ少年団剣道交流大会

毎年 3 月下旬、2 泊 3 日の日程で全国から団体戦・48 チーム 288 名、個人戦・96 名の参加を得て開催します。

③全国スポーツ少年団バレーボール交流大会

毎年 3 月下旬、3 泊 4 日の日程で全国から女子 48 チーム 720 名、男子 10 チーム 150 名の参加を得て開催します。

④全国スポーツ少年団ホッケー交流大会－助成－

毎年夏、3 泊 4 日の日程で開催します。

⑤全日本少年サッカー大会（決勝大会）－共催－

毎年冬、全国代表 48 チームの参加により開催します。

3. ブロックスポーツ少年大会

全国 9 ブロックで、ブロック内各県の指導者、団員を集め開催される交歓交流大会に対し助成を行っています。

4. ブロック競技別交流大会

全国 9 ブロックにおいて開催される各種競技別交流大会に対し助成を行っています。

●国際交流

1. 日独スポーツ少年団同時交流（派遣、受入）

毎年夏休み期間中に、団員・指導者の計 125 名をドイツに派遣、ドイツからも同数を受入れる相互交流研修を実施しています。

2. 日独スポーツ少年団指導者交流（派遣、受入）

ドイツと西暦奇数年度に指導者 10 名の受入・派遣を実施しています。

3. 日中青少年スポーツ指導者交流（受入）

中国と隔年で指導者 10 名の受入・派遣を実施しています。

4. 日中青少年スポーツ団員交流（受入）

中国と隔年で団員 32 名・指導者 8 名の受入・派遣を実施しています。

5. 諸外国スポーツ交流

諸外国との青少年交流の実現に向け研究を行っています。

●広報出版

1. 情報誌「Sports Japan」の発行

年6回発行し、都道府県・市区町村・単位団スポーツ少年団にお届けしています。

2. 視聴覚資料（ビデオ）の貸出

普及啓発を目的として作成したスポーツ少年団のビデオを、各種講習会・研修会用に貸出しています（P41 視聴覚資料一覧参照）。

3. ガイドブック「スポーツ少年団とは」及びPRリーフレットの配布

各都道府県スポーツ少年団を通し、無償で配布しています。また、日本体育協会ホームページ上でも公開（PDF）しています。

4. 「広報活動ガイド」の公開

各単位スポーツ少年団による自主的な広報活動をサポートするためのガイドブックを作成しています。また、日本体育協会ホームページ上でも公開（PDF）しています。

5. その他

その他広報関連資料については P40 をご参照ください。

このほか、都道府県・市区町村スポーツ少年団活動の活発化をはかるため、補助金、委託金の交付を実施しているとともに、団活動活発化のための調査・研究、関係諸団体との連絡調整も大切な仕事になっています。また、各種需品の作成や、標章（マーク等）の管理にも努めています。

<日本体育協会ホームページについて>

本書で紹介されている日本スポーツ少年団主催事業の詳細や、指導者・リーダー制度など、スポーツ少年団に関する情報について、下記 URL よりご覧いただけます。併せてご利用いただければ幸いです。

[http://www.japan-sports.or.jp/club/
tabid/66/Default.aspx](http://www.japan-sports.or.jp/club/tabid/66/Default.aspx)

スポーツ少年団

検索



指導者・リーダー認定関係資料

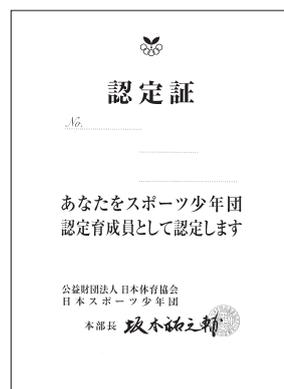
●認定員章と認定証

(日本)→都道府県→(市区町村)→認定者
都道府県講習会実施前に必要枚数を日本スポーツ少年団に申請、認定者に交付



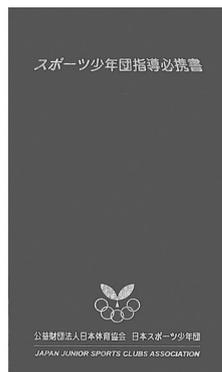
●認定育成員章と認定証

日本→認定者
日本スポーツ少年団から新規認定者へ交付



●スポーツ少年団指導必携書

(日本)→都道府県→認定員
日本スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、新規認定者へ交付
日本→認定育成員
日本スポーツ少年団から新規認定者へ交付



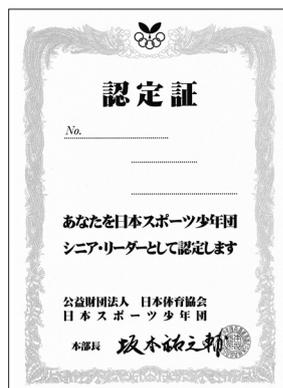
●ジュニア・リーダー認定証と認定品 (ワッペン)

(日本)→都道府県→認定者
ジュニア・リーダースクール実施前に必要枚数を日本スポーツ少年団に申請、スクール終了時認定者に交付



●シニア・リーダー認定証と認定品 (ポロシャツ)

日本→認定者
日本スポーツ少年団から認定者に交付



運動適性テスト測定結果のフィードバックをお願いします！（ご依頼）

日本スポーツ少年団では、ストップウォッチとメジャー以外の特別な測定用具を必要とせず、人間の運動の基礎となる能力や、からだの動きを、できるだけ少ないテスト項目により、運動の適性を科学的に捉えるべく、「運動適性テスト」の実施を推奨し、スポーツ少年団活動の共通活動の一つとしています。

この「運動適性テスト」を共通活動とする意図は、ジュニア期にある団員の体力を測定し、一人ひとりの体力を把握しながらスポーツ活動や指導を行うことにあります。

その意味からも「運動適性テスト」は、体力の測定のためのテストに終るべきではなく、団員の身体活動や、スポーツ活動と常に結びついた運動適性テストであるべきであり、一人ひとりの日常活動に活かされなければならないと考えます。

運動適性テストの実施方法、詳細については、「運動適性テスト実施要項」をご覧ください（スポーツ少年団指導必携書にも掲載）。

■測定結果が自動集計できます！

日本体育協会ホームページでは、テスト結果を入力するだけで自動的に得点評価ができる「集計プログラム」を公開しています。本会ホームページからご自分のPCにダウンロードして、ご利用ください。

詳細については、本会ホームページをご覧ください。

▽日本体育協会ホームページ：<http://www.japan-sports.or.jp/>

トップページ→体力測定（運動適性テスト）

日本体育協会

検索

■測定結果のフィードバックをお願いします！

「集計プログラム」をご活用いただいた方は、実施データを本会宛てにお送り（フィードバック）くださいますようご協力をお願いします。提供いただいたデータは、統計データとしてスポーツ少年団諸事業に活用するとともに、日本体育協会ホームページや日本スポーツ少年団育成事業報告書に掲載します。また、集計された測定結果を、運動適性テストを実施される際に団員の体力の比較検討材料としてご活用ください。

■運動適性テスト関係グッズのご購入はコチラ！

運動適性テスト「実施要項」「合格メダル」「合格章」等は、有料で販売もしています。お申し込み等は下記問い合わせ先へお願いします。

RHトラベラー株式会社 お客様申し込みセンター

TEL：0120-988-825 FAX：0120-988-827

■9:00～21:00（1/1・1/2 休み）

10:00 までは大変混み合います。

ケータイ・IP電話など無料ダイヤルがご利用いただけない場合は、06-6578-2746 へおかけください。

※株式会社ホットラインでの注文受付は平成27年3月31日をもって終了しました。

□スポーツ少年団関連資料

日本体育協会のホームページから閲覧・ダウンロードできますので、研修・広報などに幅広くご活用ください。

また、リーフレットとガイドブックは毎年作成し、無償配布を行っております。日本スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団へご連絡ください。

日本体育協会 HP (<http://www.japan-sports.or.jp/>) > スポーツ少年団 > スポーツ少年団関連資料

<p>ガイドブック 「スポーツ少年団とは」</p>	<p>リーフレット 「スポーツは一生のトモダチ」</p>	<p>スポーツ少年団 「広報活動ガイド」</p>
		
<p>スポーツ少年団の組織や活動のあり方、地域スポーツクラブへの発展など、スポーツ少年団に関する情報を幅広く掲載しています。 (A5判, 52 ページ)</p>	<p>単位スポーツ少年団のPR活動や団員募集はもとより、スポーツ少年団を紹介するさまざまな場面でご活用いただくことができます。 (A3判, ニツ折)</p>	<p>「自分たちの少年団を知ってもらい、参加してもらうためには、どのようにしたらいいのか」少年団の活動状況の発信や団員募集など、スポーツ少年団の広報活動について解説しています。 (A4判, 19 ページ)</p>
<p>スポーツ少年団 「団員募集チラシ」</p>	<p>リーダー育成マニュアル</p>	<p>スポーツ少年団 指導必携書</p>
 <p><保護者向け> <団員向け></p>		
<p>団員を募集する際にご活用いただける「団員募集チラシ」のテンプレートです。 ワード形式のデータに所属のスポーツ少年団の情報や写真を入力いただくだけで、簡単に「チラシ」が完成します。 (A4判, 1 ページ)</p>	<p>都道府県および市区町村スポーツ少年団のリーダー育成担当者がリーダー養成を行う際に必要な手引書です。 (B5判, 48 ページ)</p>	<p>新たにスポーツ少年団有資格者に認定された指導者、また、認定育成員研修会を受講し、資格の更新を行った指導者に対し、日常の団活動において携帯し、指導の手引きとして活用するものとして交付しています。 (145mm×85mm, 64 ページ)</p>

□スポーツ少年団視聴覚資料（ビデオ）

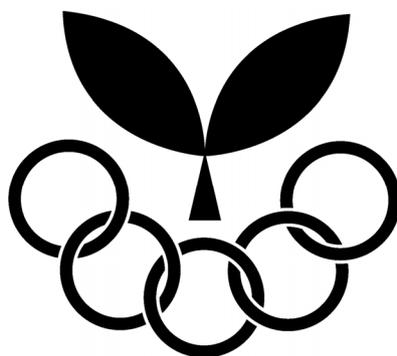
【ビデオ】

	題 名	内 容	製作年度	仕 様
1	楽しい育成母集団活動 ージュニアスポーツを支 え共に楽しむ大人たちー	育成母集団の活動とは、地域の中で、保護者、指 導者、地域の人々が連携して子どもたちをサポート することであり、また関係する方自らがスポーツ 活動を楽しむことである。クラブへの発展も含 めて「育成母集団のあり方」を考えるビデオです。	平成 15 年度	VHS カラー 30 分
2	地域で子どもを育てよう ー学校週 5 日制とスポー ツ少年団ー	平成 14 年 4 月からスタートした完全学校完全週 5 日 制により、学校・地域・家庭の 3 者連携のもと、スポー ツ少年団を中心（核）とした地域の中での、青少年健全育 成の重要性を認識していただくビデオです。	平成 14 年度	VHS カラー 34 分
3	輝け！未来を拓く子ども たち ー地域で育てるスポー ツ少年団ー	ガイドブック「スポーツ少年団とは」を映像化したもの であり、スポーツ少年団内・外関係者にスポーツ少年団 をより正しく理解いただくビデオです。	平成 13 年度	VHS カラー 40 分
4	生き生きコミュニケーション ーレクリエーション 的工夫を生かしてー	日常の団活動の展開場面においてのヒントになり、また 各種年間行事等にも活動できるレクリエーション的工 夫のあり方について紹介したものです。	平成 9 年度	VHS カラー 35 分
5	小さな挑戦者ーそれでも クマンバチは飛ぶー	主人公の新平はスポーツが苦手。その新平をスポーツ少 年団に誘ったのはボスの手紙だった。戸惑いながらも団 に馴染んでいく新平。暖かく見守るボス。ドラマを通し て指導者のあり方を考えていただくビデオです。	平成 8 年度	VHS カラー 30 分
6	元気にワイワイ「たのし いスポーツあそび」	本来子どもたちが遊びの中で養っていくべき創意や工 夫、ルール、社会性そして身体や運動能力などを「スポ ーツあそび」を通して補うという主旨に基づき作成した ものです。	平成 7 年度	VHS カラー 30 分
7	ー子どものスポーツー 「応急手当の基礎知識」	スポーツ少年団の活動中、子どもたちのケガや具合が悪 くなった場面に遭遇したとき、正しく応急手当をすること ができるでしょうか。このビデオは応急手当の基礎知 識を身につけていただきたいために作成したものです。	平成 6 年度	VHS カラー 30 分
8	「やってみよう楽しい準 備運動ー活動のグレード アップのために」	スポーツ少年団活動における「準備運動」にスポットを 当て活動のグレードアップを狙いとしています。みなさ んの団の「準備運動プログラム」を計画する際の参考に していただきたいビデオです。	平成 5 年度	VHS カラー 30 分
9	「動きの基礎づくりのた めのプログラム」	スポーツ少年団における低年齢者層を対象に、偏りのな い様々な運動を無理なく、しかも楽しく経験させること を目的とし作成されたもので、遊び的要素を多分に盛り 込んだユニークな運動・ゲームをたくさん紹介したビデ オです。	平成 4 年度	VHS カラー 30 分

<視聴覚資料無料貸出について>

こちらで紹介したビデオは無料（送料のみ申込者負担）で貸し出しを行っています。日本スポーツ少
年団、または所属されている都道府県スポーツ少年団へご連絡ください。

規程集



— 規程集 —

日本スポーツ少年団設置規程	… 4 5
スポーツ少年団登録規程	… 4 8
日本スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて	… 5 0
日本スポーツ少年団指導者協議会規程	… 5 1
日本スポーツ少年団顕彰要綱	… 5 2
全国スポーツ少年大会開催基準要項	… 5 4
全国スポーツ少年大会役員編成基準一覧	… 5 9
全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項	… 6 0
全国スポーツ少年団競技別交流大会役員編成基準一覧表	… 6 5
日本スポーツ少年団指導者制度	… 6 6
日本スポーツ少年団リーダー制度	… 6 9
リーダー制度に定める活動単位	… 7 1
スポーツ少年団登録者処分基準	… 7 2
スポーツ少年団登録者処分基準＜解説入り＞	… 7 5
スポーツ少年団登録者処分基準＜別表＞	… 8 2

日本スポーツ少年団設置規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）定款第39条の規定に基づいて設置された日本スポーツ少年団に関することを定める。

第2条 日本スポーツ少年団（Japan Junior Sports Clubs Association：略称 JJSA）は、全国の登録したスポーツ少年団を代表する組織体とする。

2. 日本スポーツ少年団は、都道府県体育協会の設ける都道府県スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 目 的

第3条 日本スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の身心の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 日本スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成と活用
- (4) スポーツ少年団の国内、国際交流行事の実施
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団活動開発に関する調査研究及び実験の実施
- (7) スポーツ少年団の活動拠点の充実促進
- (8) スポーツ少年団の顕彰
- (9) スポーツ少年団々旗、標章などの制定管理
- (10) 関係団体との連携
- (11) そのほか目的達成に必要な事業

第5条 日本スポーツ少年団は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本会理事会の決議に基づき実施する。

第4章 登 録

第6条 日本スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

2. 登録に関しては、別に定める。

第5章 役 員

第7条 日本スポーツ少年団につきの役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 常任委員 12名以上18名以内
- (4) 委員 47名以内

第8条 委員は、都道府県スポーツ少年団が、その本部長、副本部長の中から1名を選出する。

第9条 本部長は、委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 本部長は、日本スポーツ少年団を代表し、業務を統轄する。

第10条 副本部長は、委員総会でこれを推挙し本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第11条 常任委員は、委員総会において、委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、本部長が委嘱する。

2. 前項のほか本部長は、委員総会に諮って本会理事及び学識経験者から、9名以内の常任委員を委嘱することができる。

第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

3. 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6章 名誉本部長、名誉委員

第13条 本部長は、委員総会に諮って、日本スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を名誉本部長に推挙することができる。

2. 本部長は、委員総会に諮って、日本スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を終身の名誉委員に推挙することができる。

第7章 会 議

第14条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、日本スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算そのほか業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

2. 委員総会は、毎年2回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。

3. 前項のほか常任委員会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

第15条 委員総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が委員総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は、その所属する都道府県スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合委任した構成員は、出席したものとみなす。

第16条 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第17条 委員総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する委員総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって委員総会の賛成決議に代えることができる。

第18条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、日本スポーツ少年団の業務を議決し、執行する。

2. 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

3. 常任委員会は、構成員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。

4. 常任委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

5. 構成員が常任委員会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。
この場合委任した構成員は、出席したものとみなす。

第8章 専門部会

第19条 日本スポーツ少年団に次の専門部会を置く。

(1) 指導育成部会 (2) 広報普及部会 (3) 活動開発部会

2. 前項のほか常任委員会の議決を経て必要な専門部会を設けることができる。
3. 専門部会は、専門事項について調査研究を行い常任委員会に意見を具申する。
4. 専門部会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

第9章 指導者協議会

第20条 日本スポーツ少年団に指導者の資質、指導力向上のため指導者協議会を置く。

2. 指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第10章 会計

第21条 日本スポーツ少年団の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第11章 事務局

第22条 日本スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

第12章 本規程の変更

第23条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1

1. この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附則2

1. この改定規程は、昭和59年6月28日から施行する。
2. この改定規程施行時において、すでに旧規程により選任され、在任中の役員の任期は改定規程7条及び8条並びに12条にかかわらず昭和60年3月31日までとし、本部員は常任委員、代議員は委員とよみかえるものとする。

附則3

1. この改定規程は、平成2年3月28日から施行する。

附則4

1. この改定規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則5

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則6

1. この改定規程は、平成27年3月11日から施行する。

スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者および役職員の登録に関することについて定める。

第2条 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的ののっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、及び日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者および役職員に対し、所定の認定を行う。

第6条 登録の認定を受けた団員・指導者および役職員（以下「少年団登録者」という。）が、公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

第8条 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則2 この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

附則3 この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

附則4 この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満20歳以上とする。
3. 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成され、登録指導者のうち1名を代表指導者とする。なお、指導者は少なくとも2名以上を有資格指導者としなければならない。ただし新規登録単位スポーツ少年団の指導者は、年度内に資格を取得すればよいものとする。
4. 指導者は2団以上の代表指導者を兼ねることはできない。
5. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
6. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
7. 市区町村スポーツ少年団は上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役職員の登録も同時に行うものとする。
8. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役職員の登録も同時に行うものとする。
9. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者・役職員1名700円とする。

第3条 スポーツ少年団登録規程第5条に関しては次の通りとする。

1. 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sports Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
2. 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sports Japan」を送付する。
3. 団員については団員章を交付する。
4. 指導者については登録証ならびに指導者章を交付する。
5. 役職員については登録証を交付する。

第4条 前条による認定をうけた単位スポーツ少年団、団員、指導者は市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する事業等に参加の権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用は除く）を認められる。

第5条 登録者の個人情報、公益財団法人日本体育協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第6条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

附則1 本細則は昭和61年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則2 本細則は平成元年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則3 本細則は平成4年10月21日から改定施行する。

附則4 本細則は平成7年4月1日から改定施行する。

附則5 本細則は平成11年4月1日から改定施行する。

附則6 本細則は平成17年4月1日から改定施行する。

附則7 本細則は平成24年11月14日から改定施行する。

附則8 本細則は平成26年5月23日に改定し、平成27年4月1日から施行する。

附則9 本細則は平成27年3月6日に改定し、平成28年4月1日から施行する。

附則10 本細則は平成28年11月11日に改定施行し、平成29年度登録から適用する。

スポーツ少年団登録者 個人情報の取り扱いについて

公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団登録により取得した個人情報を、公益財団法人日本体育協会個人情報保護方針に基づき、以下の業務および利用目的に必要な範囲で利用いたします。

1. 個人情報の利用目的について

取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、登録者本人の承諾なく、他の目的には利用いたしません。

- ・ スポーツ少年団登録手続きのため
- ・ 本会情報誌、研修会開催案内等の送付および配信のため
- ・ スポーツ少年団関連活動を実施する際の登録状況の確認のため
- ・ 信頼できる報道資料や各種大会プログラム等における登録内容の掲載のため
- ・ スポーツ少年団登録者に有益だと考えられる各種情報を提供するため
- ・ スポーツ少年団登録者に対するサービス向上等を目的とした調査のため
- ・ その他、スポーツ少年団登録者の登録業務に関連して必要な場合

2. 個人情報の共同利用について

本会は、下記のとおり個人情報を共同利用いたします。

＜共同利用する者の範囲＞

- ・ 都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団及び関連団体等

＜共同利用する目的＞

- ・ スポーツ少年団登録手続きのため
- ・ 本会情報誌、研修会開催案内等の送付および配信のため
- ・ スポーツ少年団関連活動を実施する際の登録状況の確認のため
- ・ 信頼できる報道資料や各種大会プログラム等における登録内容の掲載のため
- ・ スポーツ少年団登録者に有益だと考えられる各種情報を提供するため
- ・ スポーツ少年団登録者に対するサービス向上等を目的とした調査のため
- ・ その他、スポーツ少年団登録者の登録業務に関連して必要な場合

3. 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者にその提供及び取扱いを委託することはありません。

- ① 本人の事前の承諾を得た場合
- ② 1の利用目的に必要な範囲で個人情報の取扱いを委託する場合
- ③ 法令の定めにより提供を求められた場合

4. 個人情報の開示等について

個人情報等の開示、変更、削除の求めがあった場合には、登録者本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。

5. お問い合わせ窓口

公益財団法人 日本体育協会 地域スポーツ推進部少年団課

TEL : 03-3481-2222 / FAX : 03-3481-2284 / E-Mail : jjsa@japan-sports.or.jp

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館 2階

附則 1 本取り扱いは、常任委員会の議決によって変更することができる。

附則 2 本取り扱いは、平成 28 年 11 月 11 日から施行する。

日本スポーツ少年団指導者協議会規程

(総 則)

第1条 この規程は公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団設置規程第20条に規定された指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 協議会は日本スポーツ少年団登録指導者(以下「指導者」という。)相互の連帯と、資質、指導力の向上ならびに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号について協議し、日本スポーツ少年団に意見を具申する。

- ① 指導者の研修および資質の向上に関すること。
- ② 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- ③ 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- ④ 指導活動の安全対策に関すること。
- ⑤ 指導者育成策の研究に関すること。
- ⑥ 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- ⑦ その他前各号に関連すること。

(構 成)

第4条 協議会は都道府県スポーツ少年団の指導者協議会等で構成する。

2. 都道府県スポーツ少年団は、その属する指導者協議会等が選任した代表各1名を日本スポーツ少年団に届出る。

(全国協議会)

第5条 協議会は毎年1回以上前条第2項の代表による全国協議会を開催する。

2. 全国協議会の議事は出席した代表の合意で決定する。

(運営委員会)

第6条 協議会に運営委員会をおく。

2. 運営委員会は随時これを開催し全国協議会の開催についての企画立案ならびに準備運営にあたる。

(運営委員会の構成)

第7条 運営委員会の構成は次のとおりとする。

委員長	1名
副委員長	2名以内
運営委員	12名以内

(運営委員の選出)

第8条 運営委員は第4条に定める代表のうちから、日本体育協会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出する。また、委員長選出地域から更に1名を選出する。

2. 前項のほか、次に定める全国3地区より女性の代表者1名を選出し運営委員とする。

なお、選出にあたっては、各地域持ち回り方式とする。

東地区（北海道地域、東北地域、関東地域）

中地区（北信越地域、東海地域、近畿地域）

西地区（中国地域、四国地域、九州地域）

3. 前二項のほか、委員長は日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、学識経験者から2名以内の運営委員を委嘱することができる。

4. 委員長および副委員長は運営委員の互選で決める。委員長は全国協議会ならびに運営委員会の議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第9条 代表ならび運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(規程の変更)

第10条 この規程は全国協議会の合意を得たのち、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

ただし、関係する規程の変更に伴う条項番号等の修正に限っては、委員長の確認・了解の上で、全国協議会の合意を得ていなくとも、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更できることとし、変更した内容については、全国協議会へ報告するものとする。

附則1 昭和60年4月1日から施行する。

附則2 平成5年4月1日から改定施行する。

附則3 平成19年4月1日から改定施行する。

附則4 平成23年4月1日から改定施行する。

附則5 平成27年11月9日から改定施行する。

日本スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、日本スポーツ少年団設置規程第4条8項に基づく、スポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は日本スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1)永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある市区町村スポーツ少年団を表彰する。
- (2)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者を表彰する。
- (3)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任指導者に対し、感謝状を贈呈する。
- (4)その他、顕著な功績があるとして、日本スポーツ少年団本部長が特に認めた者を顕彰する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により都道府県体育協会会長および都道府県スポーツ少年団本部長が所定の期日まで日本スポーツ少年団本部長宛行う。ただし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、日本スポーツ少年団常任委員会にて行う。ただし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団本部長が専決することができる。

(要綱の変更)

第6条 本要綱の改正は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 (1)本要綱は昭和63年4月1日から施行する。

附則2 (1)本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。

日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この基準は、日本スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要な事項について定める。

1. 第3条(1)項および(2)項における永年とは、10年以上をいう。
2. 第3条(2)項の対象者は、原則として都道府県スポーツ少年団において顕彰を受けた者で、かつ日本スポーツ少年団からは、顕彰を受けたことがない者であること。
3. 第3条(3)項の対象者は、原則として都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団から顕彰を受けた者であること。
4. 第3条(1)項の表彰は、10年間経過した後の再度の表彰を妨げない。
5. 顕彰の数
各都道府県スポーツ少年団における前年度登録の実績から次のように定める。
 - (1) 第3条(1)項の市区町村スポーツ少年団

設置市区町村数	20 まで	1 団体
"	21～30 まで	2 団体以内
"	31～40 まで	3 団体以内

以下、10 市区町村単位で1 団体ずつ増やすことができる。
 - (2) 第3条(2)項の登録指導者

1,000 名まで	1 名
1,001～2,500 名まで	2 名以内
2,501～4,000 名まで	3 名以内

以下、1,500 名単位で1 名ずつ増やすことができる。
6. 都道府県スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団本部長が定める期日までに、所定の様式をもって、日本スポーツ少年団本部長宛推薦を完了する。
7. 日本スポーツ少年団常任委員会は、上記推薦書を審査し、日本スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。
8. 第3条(3)項については、日本スポーツ少年団本部長の裁量より、都道府県スポーツ少年団本部長に委任することができる。
9. 本施行基準の改訂は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

- 附則 1**
- (1) 本施行基準は平成 18 年 4 月 1 日から改訂施行する。
 - (2) 本施行基準は平成 22 年 4 月 1 日から改訂施行する。
 - (3) 本施行基準は平成 22 年 4 月 14 日から改訂施行する。
 - (4) 本施行基準は平成 25 年 4 月 15 日から改訂施行する。

全国スポーツ少年大会開催基準要項程

1. 総 則

全国スポーツ少年大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2. 目 的

大会は、スポーツ少年団活動をより一層促進し、地域における活動の活発化を図るため、全国都道府県代表の団員及び指導者の参加を得て開催する。

また、大会はリーダーの育成を考慮したスポーツ交歓交流会である。

3. 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団(以下「日本スポーツ少年団」という)、開催地都道府県体育（スポーツ）協会都道府県スポーツ少年団(以下「開催県スポーツ少年団」という)とし、その他開催地都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会を加えることができる。

4. 開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会は、国民体育大会開催県が所属するブロックの持ち回りとし、当該ブロック内都道府県において、その前年度に開催する。
- (3) 地区の区分は、次の通りとする。

ブロック名	都 道 府 県 名	ブロック名	都 道 府 県 名
北 海 道	北海道	近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
東 北	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	中 国	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	四 国	香川県、徳島県、愛媛県、 高知県
北 信 越	長野県、新潟県、富山県、 石川県、福井県	九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
東 海	静岡県、愛知県、三重県、 岐阜県		

- (4) 大会の会場選定については、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。

5. 開催地の決定

開催地都道府県の決定は、当該ブロックと協議のうえ、大会開催年の3年前の年度末までとする。

6. 大会の開催時期及び期間

- (1) 大会の開催時期は、夏休み中の7月下旬から8月上旬とする。
- (2) 大会期間は、原則として4日間とするが、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。

7. 参加資格及び参加人員

都道府県参加者の総数は、原則として288名とするが、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者側の協議により決定する。

なお、参加団員及び指導者は、下記事項を満たす者で都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者とする。

(1) 団員

- ① 大会開催年度に団員登録をし、開催年の4月1日現在、中学1年生以上高校3年生相当の年齢の者とする。ただし、ジュニア・リーダー資格を有しており、かつ、所属の都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合に限り、小学6年生の者でも参加を認める。

各都道府県5名(男女各2~3名)を基準とするが、内訳(年齢及び男女比)については都道府県にて決定するものとする。

- ② 全大会日程に参加できる健康状態および体力・運動能力を有する者。
- ③ 集団生活に際し、規則正しい行動の取れる者。
- ④ 保護者に大会参加の承諾を得たうえ、通学校長に大会参加の届出を行った者。
- ⑤ 大会の参加にあたり事前研修を受けた者。

(2) 指導者

スポーツ少年団有資格者で、集団指導の能力に優れ、状況に応じた対応ができ、かつ大会運営に協力できる者。

8. 大会プログラム

- (1) 大会プログラムには、次の活動を組み込み、参加者が全活動に参加できるようにする。

スポーツ活動(2種目。うち1種目は障がい者のスポーツ活動への理解が深まる内容であることが望ましい)

文化活動(地域の文化を知る活動、オリンピック教育活動等)

交歓交流活動

野外活動

- (2) 各活動の具体的内容は、主催者間の協議により決定する。

9. 表彰

各種活動における表彰方法については、別に定める。

10. 大会の式典

- (1) 大会の式典は、開会式及び閉会式とし、所要時間はそれぞれ30分程度とする。

- (2) 式典には、次の項目を入れるものとする。ただし、その他の項目については、主催者間で協議のうえ決定する。

① 開会式

開会宣言(大会委員長)／国旗掲揚及び国歌斉唱／大会旗、開催地都道府県旗掲揚及び日本スポーツ少年団の歌「若いぼくら」斉唱／大会会長挨拶／スポーツ庁長官挨拶／開催地都道府県(及び市区町村)代表の歓迎の言葉／日本スポーツ少年団団員綱領朗読(開催都道府県または開催ブロック代表)／参加者代表の言葉(開催都道府県代表)

② 閉会式

大会会長挨拶／開催地都道府県(及び市区町村)代表の別れの言葉／参加者代表の言葉(次年度開催県代表)／掲揚旗降納／大会旗引継ぎ(大会委員長・次年度大会関係役員)／日本スポーツ少年団の歌「みどりの朝風」斉唱／閉会宣言(大会委員長)

③ 大会関係の旗の掲揚は、掲揚台に向い、国旗を中心に左側に大会旗、右側に開催都道府県旗とする。

④ 開会式での服装は、主催者側で準備する T シャツ・帽子を着用するものとする(ただし、室内で行う場合での帽子着用は、主催者側の指示による。)

11. 大会役員

(1) 大会役員は、おおむね次の通りとする。(別添「編成基準一覧」参照)

名誉会長	公益財団法人日本体育協会会長
名誉副会長	公益財団法人日本体育協会副会長 公益財団法人日本体育協会専務理事 公益財団法人日本体育協会担当常務理事 開催地都道府県体育協会会長 開催地都道府県教育委員会教育長 開催地市区町村教育委員会教育長
会 長	日本スポーツ少年団本部長
副 会 長	日本スポーツ少年団副本部長
名誉顧問	スポーツ庁長官
顧 問	スポーツ庁次長／ 開催地都道府県知事／開催地都道府県議会議長／開催地市区町村長／ 開催地都道府県体育協会副会長／開催地都道府県体育協会専務理事／ 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合会長／ 公益財団法人ミズノスポーツ振興財団会長
参 与	公益財団法人日本体育協会理事(含常務理事) スポーツ庁健康スポーツ課長 各都道府県スポーツ少年団本部長
委 員 長	開催地都道府県スポーツ少年団本部長
副委員長	日本スポーツ少年団常任委員(活動開発部会長) 開催地都道府県スポーツ少年団副本部長 公益財団法人日本体育協会事務局長
委 員	日本スポーツ少年団常任委員 開催地都道府県スポーツ少年団本部員 公益財団法人日本体育協会事務局(局長代理・次長・担当部長・課長) 開催地都道府県体育協会事務局(局長・次長) その他

(2) 大会役員については大会会長が委嘱する。

12. 大会実行委員会

- (1) 開催県スポーツ少年団は、大会運営のため実行委員会を設置し、大会を主管する。
- (2) 実行委員会は、開催都道府県及び開催地のスポーツ少年団関係者と日本スポーツ少年団の担当役員、その他をもって構成し、規定を設ける。
- (3) 実行委員会委員長は、開催地都道府県スポーツ少年団本部長があたる。
- (4) 実行委員会の規定には、次の内容を明記する。
 - ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤掌握内容 ⑥その他必要事項
- (5) 実行委員会には、概ね下記の部会を設ける。各部会は担当業務の企画と執行にあたる。
 - ① 総務部（若干名） 大会の予算、広報、受付、接待その他部会に属さない事項に関すること。
 - ② 式典部（若干名） 開・閉会式等式典に関すること。
 - ③ 活動部（若干名） 各種行事・企画運営、スポーツ・文化・交歓交流・野外活動等活動全般に関すること。
 - ④ 生活部（若干名） 生活全般の企画運営、調整等に関すること。
 - ⑤ リーダー部 リーダーの確保と養成・研修及びリーダー活動に関すること。
- (6) 実行委員会は、各部の他に運営委員会を設ける。運営委員会は、各部の代表者等で構成し、各部の企画の審議と連絡調整、大会運営の推進にあたる。
- (7) 実行委員会は、大会運営に係る各部の運営委員の他、運営リーダー(運営係員)を委嘱し各部の運営補助に当たらせるものとする。なお、運営委員は 30 名程度、運営リーダーは 50 名程度とし、委嘱については、実行委員会委員長が行う。
- (8) 実行委員会は、大会の目的を達成するために、講師及び助手若干名を委嘱することができる。
- (9) 実行委員会は、事務局を設ける。実行委員会事務局は各部の連絡調整、業務の推進のほか庶務、会計、及び諸会議の準備にあたる。

13. 参加申込み

- (1) 各都道府県スポーツ少年団は、参加者を取りまとめ本部長名をもって申込みものとする。
- (2) 参加申込み者は、所定の申込書を 2 部作成し、定められた期限までに、それぞれ 1 部を下記宛に送付する。
 - ①公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団 ②大会実行委員会
- (3) 参加申込み期限は、主催者間で協議し決定する。
- (4) 参加申込み用紙は、日本スポーツ少年団で作成し、各都道府県スポーツ少年団宛送付する。

14. 参加負担金(参加料)

- (1) 大会参加の都道府県スポーツ少年団は、負担金を公益財団法人日本体育協会に納入する。
- (2) 負担金の額は、日本スポーツ少年団で定める。

15. 参加者旅費

大会旅費基準により参加者の交通費を補助する。

ただし、開催県所属の参加者には支給しない。また、大会期間中の宿泊・食事代等必要経費については、日本スポーツ少年団が負担する。

16. 傷害保険

大会期間中(前後の移動日を含む)は、公益財団法人日本体育協会が参加者全員を被保険者として下記の傷害保険に加入する。

(1) 支払われる保険金

- ① 死亡保険金 200 万円
- ② 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 6 万円～200 万円
- ③ 入院保険金 日額 3,000 円(180 日限度)
- ④ 通院保険金 日額 2,000 円(90 日限度)

(2) 保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり、疾病は対象とならない(事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる)。

なお、その他保険金支払いにかかわる詳細については、傷害保険普通保険約款及び国内旅行傷害保険特約条項による。

17. 視察員

- (1) 次期大会開催地都道府県スポーツ少年団は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員は、原則として次期大会実行委員会構成員とする。
- (3) 視察員派遣に係わる経費(旅費)は、3 名を限度として日本スポーツ少年団が負担する。なお、対象期間は大会期間及び移動日とする。

18. 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、公益財団法人日本体育協会委託金及び開催都道府県体育協会負担金でまかなう。

<附 則>

- 1. 本要項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議決によって変更することができる。
- 2. 本要項は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 3. 本要項は、平成 10 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4. 本要項は、平成 10 年 6 月 9 日から改定施行する。
- 5. 本要項は、平成 15 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6. 本要項は、平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7. 本要項は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 8. 本要項は、平成 25 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 9. 本要項は、平成 28 年 3 月 4 日から改定施行する。
- 10. 本要項は、平成 28 年 11 月 11 日から改定施行する。

全国スポーツ少年大会役員編成基準一覧

団体・機関 役職	日本体育協会	開催県体育協会	開催県 教育委員会	開催市区町村 教育委員会	スポーツ庁	開催県	開催市区町村	開催市区町村 体育協会	各都道府県 スポーツ少年団	その他
名誉会長	会長									
名誉副会長	副会長 専務理事 担当常務理事	会長	教育長	教育長						
会長	少年団本部長									
副会長	少年団副本部長									
名誉顧問					長官					
顧問		副会長 専務理事			次長	知事 議会議長	市区町村長			全国スポーツ 推進委員連合 会長 スポーツ 振興財団会長
参与	理事 (含常務理事)				健康スポーツ課 長				本部長	
大会委員長		少年団本部長								
大会副委員長	少年団担当常任委員 (活動開発部会長) 事務局長	少年団副本部長								
大会委員	少年団常任委員 事務局 (局長代理・次長、 担当部長・課長)	少年団本部長 事務局(局・次長)								

全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項

1. 総 則

全国スポーツ少年団競技別交流大会(以下「大会」という)を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2. 目 的

大会は、団員にスポーツの喜びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、実施競技等を通じて仲間意識と連帯を高め、団員相互の交流を深めることにより、地域における活動の活性化を図ることを目的とする。

また、大会は、全国ブロック代表または都道府県代表団員による競技別交流、スポーツ交流及び交歓交流である。

3. 実施競技等

日本スポーツ少年団委員総会で決定した競技等（剣道、軟式野球、バレーボール）とする。

4. 主 催

大会の主催者は次の通りとする。

公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団(以下「日本スポーツ少年団」という)

当該中央競技団体

開催都道府県体育(スポーツ)協会都道府県スポーツ少年団(以下「開催県スポーツ少年団」という)

その他特に必要と認めるもの

5. 開催基本方針

(1) 大会は毎年開催する。

(2) 大会は、現行の全国9ブロックを東・中・西の3地区に編成し、各地区を持ち回る。

なお、開催地区の順序は、全国スポーツ少年大会、国民体育大会の開催順序を考慮し、次の通りとする。

- ・ 全国スポーツ少年大会が国民体育大会開催都道府県所属ブロックで、その前年度に開催することを踏まえ、本大会については、国民体育大会開催都道府県所属地区がその前々年度に開催する。

(3) 地区の区分は、次の通りとする。

	ブロック名	都 道 府 県 名	県数
東地区	北海道	北海道	1
	東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	6
	関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	8
中地区	北信越	長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県	5
	東海	静岡県 愛知県 三重県 岐阜県	4
	近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	6
西地区	中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	5
	四国	香川県 徳島県 愛媛県 高知県	4
	九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	8

6. 開催地の決定

開催地の決定は、大会開催年度3年前の5月開催の日本スポーツ少年団委員総会時に開催地区会議を開き、大会開催年度3年前の3月の日本スポーツ少年団常任委員会の審議を経た後、同3月開催の日本スポーツ少年団委員総会で決定する。

7. 大会の開催時期及び期間

- (1) 大会は、春・夏・冬休み等学校の授業に支障のない時期に開催する。
- (2) 大会期間は、3泊4日以内とする。
- (3) 大会の開催時期及び期間は、日本スポーツ少年団委員総会で決定する。なお、各競技等の開催時期及び期間は、原則として次の通りとする。

・剣道	3月下旬の春休み期間中	2泊3日
・軟式野球	8月上・中旬の夏休み期間中	3泊4日
・バレーボール	3月下旬の春休み期間中	3泊4日

8. 大会規模

各競技等の大会規模は、次の通りとする。

- ・剣道 団体戦 全国 48 チーム 288 名
(1 チーム 指導者 1 名 小学生団員 5 名 計 6 名)
個人戦 各都道府県中学生団員 男・女各 1 名 計 96 名
- ・軟式野球 全国 16 チーム 256 名 (1 チーム 指導者 2 名 小学生団員 14 名 計 16 名)
- ・バレーボール 女子 全国 48 チーム 720 名、男子 全国 10 チーム 150 名
(1 チーム 指導者 3 名 小学生団員 12 名 計 15 名)

9. 大会参加者

参加対象及び参加資格等は、次の通りとする。

- (1) 指導者
大会開催年度にスポーツ少年団登録をしている下記資格のいずれかを保有する者で、集団指導の能力に優れ、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。
 - ・スポーツ少年団認定員（以下「認定員」という）
 - ・スポーツ少年団認定育成員（以下「認定育成員」という）上記の他、競技毎に必要な要員及び資格については、大会実施要項に定める。
- (2) 団員
下記の条件を満たす者で、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。
 - ① 大会開催年度にスポーツ少年団登録をしている当該年度 4 月 1 日現在小学校 4・5・6 年生の団員。
なお、剣道大会の個人戦出場者は当該年度 4 月 1 日現在中学生の団員とする。
 - ② 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者
 - ③ 大会日程に耐えられる健康な心身の持ち主で、大会参加に支障がない者。
 - ④ 保護者に大会参加の承諾を得た上、通学校長に大会参加の届出を行った者。
- (3) 大会参加者は、大会主催者の指定する宿舎に宿泊し、勝敗に関係なく全日程に参加する。また、大会期間中における指導者の交代については、特別な事情があり、かつ、主催者が認めた場合に限り可能とする。

10. 参加チーム及び参加者の選出

- (1) 団体戦参加チーム
当該ブロックまたは都道府県の代表、及び開催都道府県または開催市区町村の代表として推薦されたチームとする。
- (2) 個人戦参加者
当該都道府県代表及び開催市区町村代表として推薦された者とする。

11. 大会プログラム

- (1) 大会プログラムには、次の活動を組み込むものとする。

試合形式による競技交流及びスポーツ交流／交歓交流活動／研修活動
- (2) 各活動の内容は、主催者間の協議により決定する。

12. 大会競技等規則

日本スポーツ少年団が別に定める競技等規則のほかは、当該中央競技団体の当該年度競技規則及び準則等による。

13. 表彰

(1) 団体戦

- ① 優勝チームには、賞状、優勝旗(持ち回り)、優勝杯(持ち回り)、賞品(楯・メダル等)を授与する。
なお、優勝杯レプリカは、当該閉会式後に授与する。
- ② 第2位(1チーム)、第3位(2チーム)には、賞状、賞品(楯・メダル等)を授与する。
但し、バレーボール男子の第3位表彰は行わない。
- ③ 特に敢闘を認められるチームには、賞状、賞品(楯等)を授与する。
- ④ 参加者全員に参加章を授与する。

(2) 個人戦 団体戦に準ずる。

14. 大会の式典

(1) 大会の式典は、開会式及び閉会式とし、所要時間はそれぞれ30分以内とする。

(2) 式典は、30分以内に終了することを前提に、主催者間で協議の上、次の項目から選択するものとするが、それぞれ、必ず実施しなければならない項目は、記載の通りである。

・開会式(①～③、⑤、⑨、⑩は必ず実施するものとする)

①開会宣言(大会委員長)／②国旗掲揚及び国歌斉唱／③日本スポーツ少年団旗、共催中央競技団体旗等掲揚及び日本スポーツ少年団歌「若いぼくら」斉唱／④優勝旗、優勝杯返還(優勝杯レプリカ授与)／⑤大会会長挨拶／⑥共催中央競技団体会長挨拶／⑦開催都道府県代表歓迎の言葉／⑧大会審判長の注意／⑨日本スポーツ少年団団員綱領朗読(開催ブロックまたは開催市区町村代表チーム)／⑩開催都道府県代表チーム団員の宣誓

・閉会式(①、②、④、⑥～⑨は必ず実施するものとする。なお①の実施方法については、主催者間で協議の上決定する。)

①成績発表及び表彰／②大会審判長講評／③感謝状贈呈(大会会長)／④大会会長挨拶／⑤共催中央競技団体会長挨拶／⑥感謝の言葉(大会優勝または最優秀チーム)／⑦国旗降納及び国歌斉唱／⑧日本スポーツ少年団旗、共催中央競技団体旗等降納及び日本スポーツ少年団歌「みどりの朝風」斉唱／⑨閉会宣言(大会委員長)

(3) 国旗及び各旗の掲揚は、次の通りとする。

〈3旗の場合〉掲揚台に向かって左より、少年団旗・国旗・中央競技団体旗

〈4旗の場合〉同 左より、中央競技団体旗・国旗・少年団旗・開催県旗

〈5旗の場合〉同 左より、開催県旗・少年団旗・国旗・中央競技団体旗・開催地市区町村旗

15. 大会役員

(1) 大会役員は、概ね次の通りとする。(別添「編成基準一覧表」参照)

名誉会長 公益財団法人日本体育協会会長

名誉副会長 公益財団法人日本体育協会副会長／当該中央競技団体会長／開催県体育協会会長

会長 日本スポーツ少年団本部長

副会長 日本スポーツ少年団副本部長／

当該中央競技団体担当役員(副会長、専務理事等から1名)／

開催県体育協会担当役員(副会長、専務理事等から1名)／

開催県競技団体会長

名誉顧問 スポーツ庁長官

顧問	スポーツ庁次長／開催県知事／開催県議会議長／開催県教育委員会教育長／開催市区町村長／後援・協賛・協力団体長／公益財団法人日本体育協会専務理事・常務理事／当該中央競技団体副会長・専務理事／開催県体育協会副会長・専務理事
参与委員長	各都道府県スポーツ少年団本部長
副委員長	開催県スポーツ少年団本部長
委員	日本スポーツ少年団担当常任委員(活動開発部会長)／ 開催県スポーツ少年団副本部長／ 開催県競技団体担当役員(副会長、専務理事等から1名)／ 公益財団法人日本体育協会事務局長
	日本スポーツ少年団常任委員／開催県スポーツ少年団常任委員／ 公益財団法人日本体育協会事務局局長代理、次長、担当部長・課長／ 開催県体育協会事務局長・次長／ その他

- (2) 大会役員については大会会長が委嘱する。
- (3) 大会役員編成について問題が生じた場合は、主催者間で協議のうえ、決定する。

16. 大会実行委員会

- (1) 開催県スポーツ少年団は、大会運営のため実行委員会を設ける。
なお、大会実行委員会の組織及び管掌事項は、概ね次の通りとする。
- (2) 実行委員会は、開催県及び開催地市区町村スポーツ少年団、当該競技団体関係者、公益財団法人日本体育協会の担当職員、その他をもって構成し、委員長には開催県スポーツ少年団本部長があたる。また、実行委員会会則を別に設け、概ね次の内容を明記する。

①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌事項 ⑥その他必要事項

- (3) 実行委員会には事務局を設け、実行委員会事務局は全体の連絡調整、業務の推進のほか庶務、会計、記録係を置くとともに諸会議の準備にあたる。

また、実行委員会は、概ね下記の部会を設け、各部会は担当業務の企画と執行にあたる。

① 総務部	若干名	大会の予算、広報、受付、接待その他各部に属さない事項に関すること
② 式典部	若干名	開・閉会式等式典に関すること
③ 生活部	若干名	生活全般に関すること
④ 交流部	若干名	交歓交流活動に関すること
⑤ 宿泊・輸送部	若干名	宿泊・輸送に関すること
⑥ 競技部	若干名	競技運営に関すること

- (4) 実行委員会は、各部のほかに運営委員会を設ける。運営委員会は、各部の代表者等10名程度で構成し、各部の企画の審議と連絡調整、大会運営の推進にあたる。
- (5) 実行委員会は、競技運営のために審判長及び審判員を委嘱する。審判長は、当該中央競技団体が推薦する者があたり、審判員の選出は競技団体との協議により行う。
- (6) 実行委員会は、運営委員のほか運営補助員としてリーダー20名程度を委嘱し、交流部の運営及び各部の運営補助に当たらせることができる。
- (7) 実行委員会は、大会の目的を達成するために必要な講師及び助手等若干名を委嘱することができる。

17. 参加申込

- (1) 各都道府県スポーツ少年団は、所定の申込書により同本部長名をもって申込むこと。
- (2) 申込者は2部作成し、指定期限までに各2部作成下記宛送付すること。
①公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団 ②開催県大会実行委員会
- (3) 参加申込期限は、主催者間で協議し決定する。
- (4) 参加申込用紙は、原則として日本スポーツ少年団で作成し、各都道府県スポーツ少年団宛送付する。

18. 大会参加負担金

負担金を必要とする場合は別に定める。

19. 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、公益財団法人日本体育協会委託金及び開催都道府体育協会負担金でまかなう。なお、期間中の宿泊・食事代等必要経費については、日本スポーツ少年団が負担する。

20. 傷害保険

大会期間中(前後の各移動日を含む)は、公益財団法人日本体育協会が参加者全員を被保険者として下記の傷害保険に加入する。

(1) 支払われる保険金

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 死亡保険金 | 200 万円 |
| ② 後遺障害保険金 | 後遺障害の程度に応じて 6 万円～200 万円 |
| ③ 入院保険金 | 日額 3,000 円(180 日限度) |
| ④ 通院保険金 | 日額 2,000 円(90 日限度) |

(2) 保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり、疾病は対象とならない(事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる)。

なお、その他保険金支払いに係る詳細については、傷害保険普通保険約款及び国内旅行傷害保険特約条項による。

21. 視察員

- (1) 次期大会開催都道府県スポーツ少年団は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員は、原則として次期大会実行委員会構成員とする。
- (3) 視察員派遣にかかわる経費(交通費、宿泊・食事代実費)は、3名を限度として日本スポーツ少年団が負担する。なお、経費負担対象期間は大会期間及び移動日とする。

<附 則>

1. 本要項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議決によって変更することができる。
2. 本要項は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本要項は、平成 10 年 4 月 1 日から改定施行する。なお、本要項の施行により、同要項細則を廃止する。
4. 本要項は、平成 10 年 6 月 9 日から改定施行する。
5. 本要項は、平成 15 年 4 月 1 日から改定施行する。
6. 本要項は、平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
7. 本要項は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。
8. 本要項は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。
9. 本要項は、平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。
10. 本要項は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。
11. 本要項は、平成 28 年 3 月 4 日から改定施行する。

全国スポーツ少年団競技別交流大会役員編成基準一覧表

団体・機関 役職	体育協会・スポーツ少年団			当該競技団体			行政			その他
	日本	開催県	開催市区町村	日本	開催県	開催市区町村	日本	開催県	開催市区町村	
名誉会長	会長									
名誉副会長	副会長	会長		会長						
会長	少年団本部長									
副会長	少年団副本部長	担当役員 (副会長・専務理事)		担当役員 (副会長・専務理事)	会長					
名誉顧問							スポーツ庁 長官			
顧問	専務理事 常務理事	副会長 専務理事	(必要に応じ)	副会長 専務理事		(必要に応じ)	スポーツ庁 次長	知事 議会議長 教育長	市区町村長	後援、協賛、協力団体会長
参与										各都道府県少年団本部長
大会委員長		少年団本部長								
大会副委員長	少年団担当委員 (活動開発部会長) 事務局長	少年団副本部長	(必要に応じ)		担当役員 (副会長・専務理事)	(必要に応じ)				
大会委員	少年団常任委員 事務局局長代理、 次長、担当部長・ 課長	少年団常任委員 事務局局長 事務局次長	(必要に応じ)		(必要に応じ)	(必要に応じ)				

日本スポーツ少年団指導者制度

日本スポーツ少年団は、スポーツ少年団の育成・指導にあたる指導者の資質の向上をはかり、組織的指導体制の確立をはかるため「日本スポーツ少年団指導者制度」を制定する。

1. スポーツ少年団指導者の規定

スポーツ少年団指導者とは、日本スポーツ少年団のかかげる指導理念に賛同し、日本スポーツ少年団に指導者登録した者をいう。

2. スポーツ少年団指導者の任務

スポーツ少年団指導者は、各々の立場においてスポーツを通じて青少年を健全に育成する任にあたり、単位スポーツ少年団をはじめ、市区町村、都道府県スポーツ少年団の育成・普及に努め、もって国民スポーツの振興に寄与しなければならない。

3. スポーツ少年団「有資格指導者」

スポーツ少年団指導者のうち、所定の養成講習会を修了し、資格認定された者を「有資格指導者」とする。

(1) 資格の種類と役割

① 認定員

地域における単位団活動の中心的指導者として、スポーツ少年団の理念にのっとり、その指導・運営にあたるとともに、単位団内における育成母集団をはじめ組織の強化をはかるものとする。

② 認定育成員

単位団指導者の中核として、団の育成やその指導にあたり、また、市区町村・都道府県スポーツ少年団の組織指導者としてスポーツ少年団の普及、活動の活性化を図るとともに、認定員の資質向上と育成拡充に努めるものとする。

(2) 有資格指導者の養成

① 認定員

日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団等の共催で、認定員養成講習会を実施する。

講習会内容は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づくスポーツリーダー養成講習会カリキュラムとし、同講習会を兼ねるものとする。

② 認定育成員

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会をもって、これにあてるものとする。

ただし、スポーツリーダー養成講習会を除く。

(3) 資格の認定

① 認定員

認定員養成講習会を修了した指導者および下記により承認された指導者に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章、指導必携書を交付するとともに、公益財団法人日本体育協会公認「スポーツリーダー」資格を付与する。

なお、シニア・リーダー認定者でその後も引き続き活動を継続した者、または、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格を有する者（スポーツドクター、スポーツデンティストを除く）のうち、日本スポーツ少年団に指導者登録を行い、市区町村スポーツ少年団が推薦し、都道府県スポーツ少年団が承認した者に対しては「スポーツ少年団認定員」として認定することができる。

② 認定育成員

所定の講習会を修了し、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格を取得したスポーツ少年団指導者のうち、都道府県スポーツ少年団より推薦のあった者に対しては、日本スポーツ少年団が「スポーツ少年団認定育成員」として認定し、認定証、認定育成員章、指導必携書を交付する。

(4) 認定の期間

① 認定員

所定の講習会を修了した日から年度末日までとする。ただし、認定を受けた者が毎年引き続き登録を行っている限り有効とする。

② 認定育成員

資格の認定を受けた日から4年間とし、4年ごとに更新する。更新にあたっては、日本スポーツ少年団が実施する「認定育成員研修会」に参加しなければならない。

(5) 資格の停止および取消し

- 1) 公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「活動停止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。
- 2) 以下のいずれかに該当した場合は、資格を取り消す。
 - ① スポーツ少年団登録を行わなかったとき。
 - ② 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者の資格を喪失したとき。
 - ③ 日本スポーツ少年団が実施する「認定育成員研修会」に参加しなかったとき。
 - ④ 公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「登録取消し」処分となったとき。
 - ⑤ 理由なく与えられた任務を果たさなかったとき。

4. 制度の変更

本制度の改正は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

<附則>

この制度は昭和 61 年 4 月 1 日から実施する

この制度は平成 2 年 4 月 1 日から改定実施する。

この制度は平成 4 年 10 月 21 日から改定実施する。

この改定規定施行時において、すでに旧規定により認定された「認定指導員」および「認定育成指導員」は、それぞれ「認定員」および「認定育成員」と読み替えるものとする。

この制度は平成 7 年 10 月 24 日から改定実施する。

この制度は平成 11 年 4 月 1 日から改定実施する。

この制度は平成 12 年 10 月 20 日から改定実施する。

この制度は平成 17 年 4 月 1 日から改定実施する。

平成 17 年度の認定員の養成については、改定制度施行前のカリキュラムに基づき実施できるものとする。

この制度は平成 22 年 4 月 14 日から改定実施する。

この制度は平成 23 年 4 月 1 日から改定実施する。

この制度は平成 25 年 4 月 1 日から改定実施する。

この制度は平成 27 年 11 月 9 日から改定実施する。

日本スポーツ少年団リーダー制度

スポーツ少年団における青少年リーダーを組織的に整備することとあわせ、団における位置づけを明らかにし、日常の活動を通じ個々の資質と技能の向上をはかり、将来のスポーツ少年団指導者に育成することを目的に「日本スポーツ少年団リーダー制度」を定める。

1. スポーツ少年団リーダーの規定

日本スポーツ少年団にジュニア・リーダーとシニア・リーダーをおく。ジュニア・リーダーは、単位団において団員の模範となって活動する団員をいう。シニア・リーダーは、単位団およびリーダー会において模範となって活動する団員をいう。

2. スポーツ少年団リーダーの養成

日本スポーツ少年団では、リーダーの資質の向上をはかるため次のリーダースクールを設け、資格の認定を行う。

(1) ジュニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団が共催で開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

- ①日本スポーツ少年団登録団員で、小学校5年生以上中学生までの者。
- ②所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。

内容：次の内容を含む20時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは
- ②スポーツ少年団のリーダーとは
- ③活動プログラムの実践（スポーツ活動、交歓交流活動、集団生活・集団行動等）
- ④話し合い

(2) シニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団が開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

- ①日本スポーツ少年団登録団員で義務教育を終了した20歳未満の者。
- ②「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者又はスポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得し、シニア・リーダースクールの参加資格を認められた者。

内容：次の内容を含む40時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは（意義と原則／組織と活動）
- ②リーダーとは
- ③少年期の発育発達
- ④スポーツの指導
- ⑤安全管理
- ⑥体力テスト
- ⑦グループワーク
- ⑧スポーツ少年団員のための運動プログラム
- ⑨交歓交流活動の実践
- ⑩研究協議

3. スポーツ少年団リーダーの資格認定

(1) ジュニア・リーダー

ジュニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

(2) シニア・リーダー

シニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、日本スポーツ少年団が「日本スポーツ少年団シニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

4. 認定の期間

(1) ジュニア・リーダー

認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。

(2) シニア・リーダー

認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。ただし、日本スポーツ少年団指導者制度に定める要件を満たした場合、「スポーツ少年団認定員」へ資格移行する。

5. 認定資格の停止および取消し

(1) ジュニア・リーダー、シニア・リーダーに公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「活動停止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。

(2) ジュニア・リーダー、シニア・リーダーが次の各項に該当するとき、その資格を取り消す。

① スポーツ少年団登録を行わなかったとき。

② 公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「登録取消し」処分となったとき。

6. 制度の変更

本制度は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

<附則>

昭和53年2月28日制定

昭和59年1月26日改定

平成2年4月1日改定

平成7年4月1日改定

平成18年4月1日改定

平成22年4月1日改定

平成22年4月14日改定

平成27年11月9日改定

日本スポーツ少年団リーダー制度 2 項(2)に定める活動単位

日本スポーツ少年団リーダー制度 2 項(2)に記載の活動単位について、以下のように定める。

1. 活動単位数

(1) 全国スポーツ少年大会参加	5 単位
(2) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会参加	5 単位
(3) ブロックスポーツ少年大会参加	5 単位
(4) ブロックリーダー研究大会参加	5 単位
(5) スポーツ少年大会（全国・ブロック・都道府県）および、 競技別交流大会（全国・ブロック・都道府県）への運営係員としての参加	5 単位
(6) 市区町村リーダー会役員経験年数 1 年以上	5 単位
(7) 都道府県リーダー会役員経験年数 1 年以上	10 単位
(8) ジュニア・リーダースクールへの運営係員としての参加	10 単位
(9) 日独スポーツ少年団同時交流（派遣）へ団員として参加	10 単位

2. 単位取得条件

- (1) 当該事業終了時に単位を取得するものとする。
- (2) 同一項目であっても複数年度に渡り該当する場合は、それぞれの年度ごとに活動単位を認める。

3. 必要単位数

上記活動単位の内、10 単位以上取得した者に対し、シニア・リーダースクール参加資格を認める。

平成 22 年 4 月 1 日発行

スポーツ少年団登録者処分基準

(目的)

1. この基準は、公益財団法人日本体育協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき、スポーツ少年団登録者（以下「少年団登録者」という。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

(違反行為)

2. この基準において違反行為とは、少年団登録者として遵守する義務のある公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為をいう。

公益財団法人日本体育協会倫理規程（抜粋）

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反行為の事実確認、当事者間での解決)

3. 少年団登録者が前項の違反行為を行った疑いがあるときは、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団は、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行う。

(処分の種類、内容)

4. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。

主として、偶発的な違反行為に対して科す。

(2) 嚴重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は一定期間スポーツ少年団活動を停止させることを通告する。

主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して科す。

(3) 活動停止

文書での通知を以って、一定期間スポーツ少年団活動を停止させ、再教育プログラムを課す。

活動停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科す。

(4) 登録取消し

文書での通知を以って、スポーツ少年団登録を取り消す。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ少年団活動を中止した場合など、重大な違反行為に科す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

5. 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。

6. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、加害者の年齢、被害者の心理的負荷・スポーツ少年団活動への影響、日頃のスポーツ少年団活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

7. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。

8. 実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。

9. 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第5項、第6項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関等)

10. 処分の決定は、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団において行う。但し、公正な判断ができるスポーツ少年団で行わなければならない。

(再教育プログラム)

11. 登録取消し処分を受けた者が再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団が実施する再教育プログラムを受講し、修了しなければならない。
12. 前項及び第4項第3号における再教育プログラムの内容は、日本スポーツ少年団が別途示す基本的な内容を含むものとし、その修了判定については、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団で決定する。
13. 活動停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団において、被害者との示談の有無、被害者の処分に対する考え、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の活動停止期間の半分を下回らない限度で、当初の活動停止期間を短縮することができる。
14. 再教育プログラムは、必要に応じ、注意処分または嚴重注意処分を受けた者に対しても課すことができる。

(処分の報告)

15. 市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、日本スポーツ少年団に報告しなければならない。

(処分決定に対する不服申立)

16. 少年団登録者が処分決定に不服がある場合には、当該少年団登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

(基準の改廃)

17. この基準の改廃は、日本スポーツ少年団常任委員会の決議を経て行う。

(施行日)

18. 本基準は、平成27年11月9日より施行する。

スポーツ少年団登録者処分基準<解説入り>

平成 28 年 11 月 11 日一部文言修正

(目的)

1. この基準は、公益財団法人日本体育協会倫理規程第 5 条第 1 項第 4 号に基づき、スポーツ少年団登録者（以下「少年団登録者」という。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

【解説】

- 本基準は、処分の内容を決定するにあたって必要な事項を定めたものですが、真のねらいは、スポーツ少年団における暴力行為等を根絶すること、スポーツ少年団として暴力行為等を決して許さないという姿勢を示すこと、さらにスポーツ少年団組織としてのガバナンスを確立することにあります。したがって、本基準については、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が連携して運用していくことが求められます。
- 公益財団法人日本体育協会倫理規程では、第 2 条第 1 項第 6 号において、規律の対象となる者を「役職員等並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者」としていることから、スポーツ少年団登録者もこの倫理規程の規律の対象となり、これに違反する行為を行った者に対しては、必要に応じ相当の処分を行うこととなります。

<公益財団法人日本体育協会倫理規程(抜粋)>

(適用範囲)

第 2 条 本規程において、規律の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員(以下「役職員等」という。)並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

(6)本会諸制度に基づき登録等を行っている者(以下「登録者等」という。)とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

- スポーツ少年団登録者とは、スポーツ少年団登録規程に定める団員・指導者および役職員を指し、指導者および役職員は当然のことながら、団員も本処分基準の対象となります。なお、実際には、未成年者である団員を処分すべきかどうかは、教育上の配慮の観点から十分に協議する必要があります。
- なお、スポーツ少年団登録をしていない育成母団体の構成員については、本処分基準の対象となりません。ただし、育成母団体の構成員に違反行為を行った疑いがあるときは、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行うとともに、違反行為が明らかとなった場合には、適切に対応する必要があります。

(違反行為)

2. この基準において違反行為とは、少年団登録者として遵守する義務のある公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為をいう。

【解説】

○スポーツ少年団登録者が行ってはならない違反行為を定義しました。すなわち日本体育協会倫理規程第4条の遵守事項に違反する行為を違反行為と定めています。

<公益財団法人日本体育協会倫理規程(抜粋)>

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用(大麻、麻薬、覚醒剤等)等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反行為の事実確認、当事者間での解決)

- 少年団登録者が前項の違反行為を行った疑いがあるときは、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団は、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行う。

【解説】

○スポーツ少年団の活動は、スポーツを楽しみたいと願う子どもたちと、スポーツ少年団の理念に賛同する大人が集まって、地域社会の中で自主的・自発的に行われるものです。したがって、スポーツ少年団の活動の中で起こったトラブルの対応については、安易に外部関係者に頼るのではなく、自主解決能力を働かせて当事者間で解決が図られることが理想であると考えます。しかしながら、昨今のスポーツ界における暴力問題が顕在化してからは、問題が生じた時に、統括するスポーツ団体が組織的な対応を行うこと、またそのための諸規程や基準を整備しておくことが求められております。

一方、スポーツ少年団では、スポーツ界における暴力問題が顕在化する以前から、単位スポーツ少年団の活動において問題が発生した場合には、当事者間で問題解決が図られることを第一義に考え、市区町村スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団等においてその対応に努めてきた経緯があります。この当事者間での問題解決を第一義とする考え方は、日本体育協会倫理規程が運用される中でも何ら変わるものではありません。スポーツ少年団の処分基準では、子ども同士のトラブルも想定されることから、初めから「処分ありき」の対応にならないように、第3項において、あえてこの考え方を明示しています。

○市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団において、「必要に応じて事実確認等の対応を行う」としております。必要に応じてとは、当事者間での解決を前提とした対処を行いながらも、その過程において、当事者から事実調査をして欲しいという依頼があった場合等は、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団は違反行為と疑われる行為が「いつ・どこで・誰が・どのような状況で・どの程度」行われ、どれほどの被害が出ているのかといった事実調査を行うとともに、それを記録に残し、その内容について当事者への認否の確認や弁明の機会を設ける等の手続きを経る必要が出てくるためです。

○事実調査等については、中立、公正かつ迅速に行う必要があります。したがって、当該案件に中立、公正かつ迅速に対処できる立場にある組織が対応することになりますが、日常のスポーツ少年団の活動で起こった問題に対しては、まずは市区町村スポーツ少年団が窓口となり対処することを想定しております。しかしながら、市区町村スポーツ少年団だけでは中立性、公正性が保てないような場合(例えば、市区町村スポーツ少年団の役職員が当該案件の当事者の場合等)は、必要に応じ都道府県スポーツ少年団や日本スポーツ少年団が対応することとなります。

(処分の種類、内容)

4. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。

主として、偶発的な違反行為に対して科す。

(2) 嚴重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は一定期間スポーツ少年団活動を停止させることを通告する。

主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して科す。

(3) 活動停止

文書での通知を以って、一定期間スポーツ少年団活動を停止させ、再教育プログラムを課す。

活動停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科す。

(4) 登録取消し

文書での通知を以って、スポーツ少年団登録を取り消す。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ少年団活動を中止した場合など、重大な違反行為に科す。

【解説】

○第3項で解説した対応、すなわち当事者間での解決を第一義とした対応、そして必要に応じた事実調査、その調査結果に対する当事者による認否あるいは弁明の機会の提供等を行った結果、処分基準に基づく処分を行う必要があると判断された場合の当該者に対して科される処分の種類と内容を示しています。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

5. 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
6. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、加害者の年齢、被害者の心理的負荷・スポーツ少年団活動への影響、日頃のスポーツ少年団活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。
7. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。
8. 実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。
9. 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第5項、第6項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関等)

10. 処分の決定は、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団において行う。但し、公正な判断ができるスポーツ少年団で行わなければならない。

【解説】

- 第3項で解説したように、まずは市区町村スポーツ少年団が窓口となり事実調査等の対応を行うこととなりますので、処分の決定も、市区町村スポーツ少年団で行うことを想定しております。なお、市区町村スポーツ少年団の関係者が案件の当事者になっている場合は、公正な判断に基づいた決定に支障をきたす可能性がありますので、段階的に都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団が処分決定機関となります。

(再教育プログラム)

- 1 1. 登録取消し処分を受けた者が再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団が実施する再教育プログラムを受講し、修了しなければならない。
- 1 2. 前項及び第4項第3号における再教育プログラムの内容は、日本スポーツ少年団が別途示す基本的な内容を含むものとし、その修了判定については、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団で決定する。
- 1 3. 活動停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団において、被害者との示談の有無、被害者の処分に対する考え、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の活動停止期間の半分を下回らない限度で、当初の活動停止期間を短縮することができる。
- 1 4. 再教育プログラムは、必要に応じ、注意処分または嚴重注意処分を受けた者に対しても課すことができる。

【解説】

- 再教育プログラムの内容は、第12項において、「日本スポーツ少年団が別途示す基本的な内容を含むもの」とあります。日本スポーツ少年団が示す基本的な内容とは、当該者の違反行為をテーマとしたレポートや反省文の提出、倫理に関する研修等を想定しております。

(処分の報告)

- 1 5. 市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、日本スポーツ少年団に報告しなければならない。なお、市区町村スポーツ少年団からの報告は都道府県スポーツ少年団を経由して日本スポーツ少年団に行うものとする。

【解説】

- 日本スポーツ少年団に提出する書類には、以下の内容を記載するものとします。

- ・処分対象者の氏名、年齢、性別、保有するスポーツ指導者資格
- ・所属スポーツ少年団、競技名
- ・処分の内容
- ・違反行為の内容(いつ・どこで・誰が・どのような状況で・どの程度・被害の状況等)
- ・処分手続きの経過(事実確認、認否・弁明の機会の設定)
- ・処分の理由及び証拠類
- ・処分の年月日

○都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から提出された書類の内容に不備がないかを確認した後、日本スポーツ少年団に報告することとします。

○日本スポーツ少年団に報告された内容は、原則、日本体育協会理事会、日本スポーツ少年団常任委員会、日本スポーツ少年団委員総会の報告事項とします。

(処分決定に対する不服申立)

16. 少年団登録者が処分決定に不服がある場合には、当該少年団登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

【解説】

○処分内容に不服がある場合、当該少年団登録者が日本スポーツ仲裁機構に対し、不服申立ができる旨を明記しました。不服申立てにかかる一切の経費は当該申立てを行った者の負担となります。

(基準の改廃)

17. この基準の改廃は、日本スポーツ少年団常任委員会の決議を経て行う。

(施行日)

18. 本基準は、平成27年11月9日より施行する。

スポーツ少年団登録者処分基準 別表

表1. 少年団登録者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	活動停止 6 か月
被害者が全治 1 か月未満の傷害を負った	活動停止 1 2 か月
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ②死亡するに至った ③重大な後遺障害が残る傷害を負った ④刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 1 2 か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか） ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）	
<p><加重・軽減要素の例></p> ○加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害によりスポーツ少年団での活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退団・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等	

表2. 少年団登録者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」という。）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	嚴重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止12か月
暴言等を繰り返し、 ①退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 12か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑥被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む）</p> <p>⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧被害者の言動、態度等</p> <p>⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等</p> <p>【本基準を準用しうる類似事案】 指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為</p>	

表3. 少年団登録者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	活動停止12か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止24か月
わいせつ行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、24か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における身体的負荷の程度</p> <p>⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む）</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等</p>	

表4. 少年団登録者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辭、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	活動停止12か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止24か月
性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、24か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑥被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や団からの退団の有無等を含む）</p> <p>⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧被害者の言動、態度等</p> <p>⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等</p>	

表5. 少年団登録者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導やスポーツ少年団活動（以下「不適切な指導や活動」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導や活動であったが、被害者のスポーツ少年団活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導や活動であったが、被害者のスポーツ少年団活動に支障が生じるまでに至らなかった	嚴重注意
不適切な指導や活動を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止12か月
不適切な指導や活動を繰り返し、 ①被害者の心身に傷害を負わせ、退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 12か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）	
<p><加重・軽減要素の例></p> ○加重要素 不適切な指導や活動であることを知っていながら不適切な指導や活動を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度である場合、不適切な指導や活動を行った期間が長い場合、スポーツ少年団での活動の継続が困難になった場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等	

表6. 所属団における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	活動停止12か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	活動停止24か月
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 24か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等）</p> <p>②加害者の地位・立場・年齢</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む）</p> <p>⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償が行われている場合、示談が成立している場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等</p>	

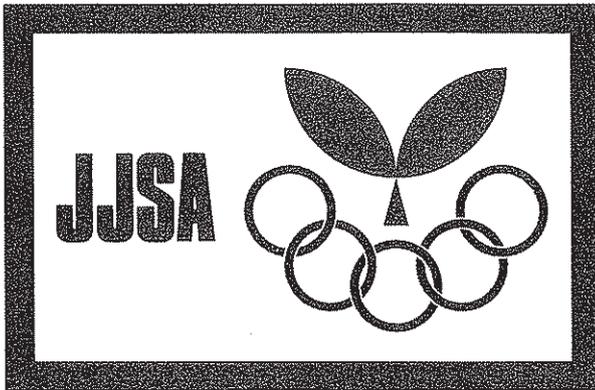
都道府県スポーツ少年団一覧

(H28.12.13現在)

都道府県名	〒	住 所	電話番号
北海道	062-8572	札幌市豊平区豊平5条11-1-1 北海道立総合体育センター内	011-820-1706
青森県	038-0021	青森市大字安田字近野234-7	017-766-2141
岩手県	020-0133	盛岡市青山4-13-30 公益財団法人岩手県体育協会内	019-648-0400
宮城県	980-0011	仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館3階	022-726-4211
秋田県	010-0974	秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター内	018-866-3916
山形県	990-2412	山形市松山2-11-30 公益財団法人山形県体育協会内	023-625-5750
福島県	960-8065	福島市杉妻町5-75 県庁東分庁舎3号館内	024-524-3833
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル2階	029-303-7222
栃木県	320-0057	宇都宮市中戸祭1-6-3 スポーツ会館内	028-622-7677
群馬県	371-0047	前橋市関根町800 県総合スポーツセンター内	027-234-5555
埼玉県	362-0031	上尾市東町3-1679 スポーツ総合センター内	048-779-5895
千葉県	263-0011	千葉市稲毛区天台町323 スポーツ科学センター内	043-254-0023
東京都	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館3階	03-6804-8121
神奈川県	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内	045-311-0653
山梨県	400-0836	甲府市小瀬町840	055-243-8588
長野県	380-0872	長野市大字南長野字聖徳545-1 長野県スポーツ会館内	026-235-3483
新潟県	950-0933	新潟市中央区清五郎67-12 デンカビッグスワンスタジアム内	025-287-8600
富山県	939-8252	富山市秋ヶ島183 富山県総合体育センター内	076-461-7138
石川県	920-0355	金沢市稚日野町北222 いしかわ総合スポーツセンター内	076-268-3100
福井県	918-8027	福井市福町3-20	0776-34-2719
静岡県	422-8004	静岡市駿河区国吉田5-1-1	054-265-6464
愛知県	460-0007	名古屋市中区新栄1-49-10 県教育会館内	052-264-1010
三重県	510-0261	鈴鹿市御園町1669 三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿内	059-372-3880
岐阜県	502-0817	岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター内	058-297-2567
滋賀県	520-0807	大津市松本1丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター4階	077-521-8001
京都府	601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター内	075-692-3455
大阪府	556-0011	大阪市浪速区難波中3-4-36 エディオンアリーナ大阪(大阪府立体育会館)内	06-6643-5234
兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館6階	078-332-2344
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 公益財団法人奈良県体育協会内	0742-22-5791
和歌山県	640-8262	和歌山市湊通丁北1-2-1 公益社団法人和歌山県体育協会内	073-431-1080
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県議会棟別館内	0857-26-7802
島根県	690-0015	松江市上乃木10-4-2 島根県立水泳プール内	0852-60-5053
岡山県	700-0012	岡山市北区いずみ町2-1-3 ジップアリーナ岡山 岡山県広域スポーツセンター内	086-256-7101
広島県	730-0011	広島市中区基町4-1 広島県立総合体育館内	082-221-4600
山口県	753-8501	山口市滝町1-1 県政資料館2階	083-923-3764
香川県	760-0004	高松市西宝町2-6-40 香川県教育会館4階	087-833-1580
徳島県	770-0942	徳島市昭和町3丁目35番地1 徳島県労働福祉会館5階	088-655-3660
愛媛県	790-0843	松山市道後町2-9-14 ひめぎんホール別館内	089-911-1199
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎1階南	088-820-1755
福岡県	812-0852	福岡市博多区東平尾公園2-1-4 福岡県立スポーツ科学情報センター内	092-629-3535
佐賀県	849-0923	佐賀市日の出2-1-11 佐賀県スポーツ会館内	0952-30-7716
長崎県	852-8118	長崎市松山町2-5 県営野球場内	095-845-2083
熊本県	861-8012	熊本市東区平山町2776 県民総合運動公園陸上競技場内	096-388-1581
大分県	870-0908	大分市青葉町1 県立総合体育館 スポーツ交流館内	097-504-0888
宮崎県	889-2151	宮崎市大字熊野字島山1443-12 KIRISHIMAヤマザクラ 宮崎県総合運動公園内	0985-58-5633
鹿児島県	890-0062	鹿児島市与次郎1-4-20 鹿児島県体協会館内	099-255-0146
沖縄県	900-0026	那覇市奥武山町51-2 沖縄県体協スポーツ会館	098-857-0017

日本スポーツ少年団制定団旗

日本スポーツ少年団旗



行進用1000mm×1500mm, 掲揚用1400mm×2100mm

都道府県スポーツ少年団旗



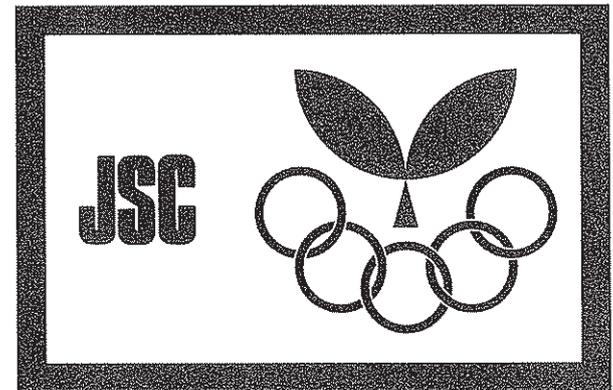
行進用1000mm×1500mm, 掲揚用1400mm×2100mm

市区町村スポーツ少年団旗



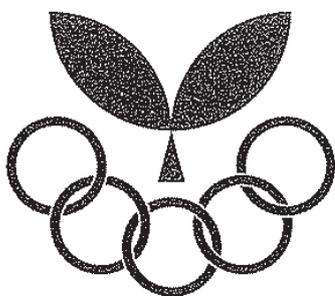
行進・掲揚用850mm×1250mm

単位団旗

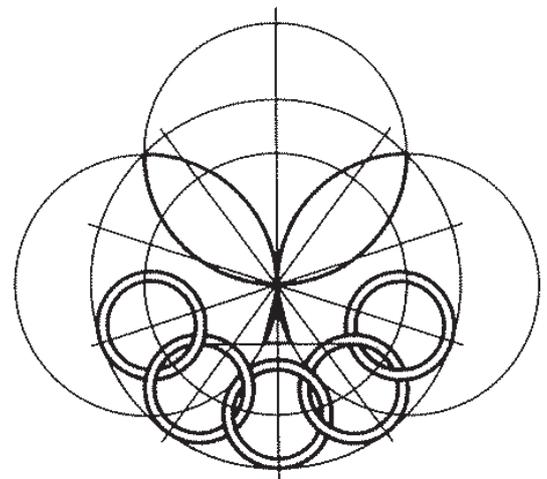


500mm×750mm

日本スポーツ少年団 シンボルマーク



柴田恵美子さん(当時山口県植生中学校)のデザインによるもので、1962年(昭和37年)6月23日のスポーツ少年団創立記念日に応募総数2062通の中から選ばれ採用が決定しました。若葉は伸びる少年を、五輪はスポーツと連帯を象徴しています。



色指定：
五輪青100%+赤60%，
若葉青100%+黄100%

スポーツ少年団の歌

若いぼくら

磐田景代 作詞
松本民之助 作曲

♩ = 120 あふれる力で
mf

そらのあおきがぼくにある
それはわかきのシンボルだきほ
うをむねに
いこんで
のびるぼくらはにほんのこ
そうだそうだそうだそうだ
ポーツしょうねんだん

1. 空の青さがぼくにある
それは若さのシンボルだ
希望を胸にすいこんで
伸びるぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団
2. 山の青さがぼくにある
それはファイトのシンボルだ
茂るいばらをふみこえて
駆けろぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団
3. 海の青さがぼくにある
それは力のシンボルだ
寄せる波濤をのりこえて
進むぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団

みどりの朝風

太田克美 作詞
明元京静 作曲

Marciale
mf

みどりみどりのあさかぜに きぼうのはたが
なっている われらはスポーツしょうねんだんに
おうけんこうあこがれたか
くわかいちからを
さあたたえよう わかいころを
さあ たえよう

1. みどりみどりの朝風に
希望の国旗はたがなっている
われらはスポーツ少年団
におう健康あこがれ高く
若い力をさあたたえよう
若い心をさあたたえよう
2. さやかさやかな青空に
平和の鳩が舞っている
われらはスポーツ少年団
水に大地に意気はつらつと
若い力をさあそだてよう
若い心をさあそだてよう
3. 元気元気な歌声で
世界の友が呼んでいる
われらはスポーツ少年団
燃えるファイトに花咲く技わざに
若い力をさあきたえよう
若い心をさあきたえよう

